○　他の関係政令のうち公表するものの新旧対照条文及び経過措置

目次

○恩給給与規則（大正十二年勅令第三百六十九号）（第Ａ一条関係）……一
・恩給給与規則の一部改正に伴う経過措置
○地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）（第Ａ二条関係）……四
・地方自治法施行令の一部改正に伴う経過措置
○建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）（第Ａ三条関係）……一一
○地方公営企業法施行令（昭和二十七年政令第四百三号）（第Ａ四条関係）……一三
・地方公営企業法施行令の一部改正に伴う経過措置
○道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）（第Ａ五条関係）……一六
○自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）（第Ａ六条関係）……一八
○国会議員互助年金法施行令を廃止する等の政令（平成十八年政令第七十三号）附則第二項の規定によりなおその効力を有することとされる同令第一条の規定による廃止前の国会議員互助年金法施行令（昭和三十三年政令第百四十三号）（第Ａ七条関係）……二〇
・旧国会議員互助年金法施行令の一部改正に伴う経過措置
○国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）（第Ａ八条関係）……二三
・国家公務員共済組合法施行令の一部改正に伴う経過措置
○国の利害に関係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律第七条第一項の公法人を定める政令（昭和三十七年政令第三百九十三号）（第Ａ九条関係）……四一
・国の利害に関係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律第七条第一項の公法人を定める政令の一部改正に伴う経過措置

（関係政令の一部改正及び経過措置）

○都市計画法施行令（昭和四十四年政令第百五十八号）（第Ａ十条関係）……四三
○勤労者財産形成促進法施行令（昭和四十六年政令第三百三十二号）（第Ａ十一条関係）……四四
・勤労者財産形成促進法施行令の一部改正に伴う経過措置
○国土利用計画法施行令（昭和四十九年政令第三百八十七号）（第Ａ十二条関係）……四七
○特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行令（昭和五十三年政令第二百九十一号）（第Ａ十三条関係）……四八
・特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置
○国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（昭和六十一年政令第五十六号）（第Ａ十四条関係）……五〇
・国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部改正に伴う経過措置
○前払式証票の規制等に関する法律施行令（平成二年政令第百九十三号）（第Ａ十五条関係）……五四
○保険業法施行令（平成七年政令第四百二十五号）（第Ａ十六条関係）……五五
○建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令（平成七年政令第四百二十九号）（第Ａ十七条関係）……六一
・罰則に関する経過措置
○厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成九年政令第八十五号）（第Ａ十八条関係）……六三
○厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成九年政令第八十六号）（第Ａ十九条関係）……六四
○疑わしい取引の届出に関する政令（平成十一年政令第三百八十九号）（第Ａ二十条関係）……六六
○金融商品の販売等に関する法律施行令（平成十二年政令第四百八十四号）（第Ａ二十一条関係）……六九

（関係政令の一部改正及び経過措置）

○公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（平成十三年政令第三十四号）（第Ａ二十二条関係）　……　七一
○確定拠出年金法施行令（平成十三年政令第二百四十八号）（第Ａ二十三条関係）　……　七二
・確定拠出年金法施行令の一部改正に伴う経過措置
○金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律施行令（平成十四年政令第二百六十一号）
（第Ａ二十四条関係）　……　七八
○保険業法施行令の一部を改正する政令（平成十五年政令第二百四十七号）（第Ａ二十五条関係）　……　八一
○国家公務員共済組合法施行令等の一部を改正する政令（平成十六年政令第二百八十六号）（第Ａ二十六条関係）　……　八二
○公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令（平成十七年政令第百四十六号）（第Ａ二十七条関係）　……　八三
・公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令の一部改正に伴う経過措置
○高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成十八年政令第三百七十九号）（第Ａ二十八条関係）　……　八五
・罰則に関する経過措置
○消費者契約法第十三条第五項第一号及び第六号イの法律を定める政令（平成十九年政令第百七号）（第Ａ二十九条関係）　……　八七
・消費者契約法第十三条第五項第一号及び第六号イの法律を定める政令の一部改正に伴う経過措置

（関係政令の一部改正及び経過措置）

○恩給給与規則（大正十二年勅令第三百六十九号）の一部改正（第Ａ一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
（章名削る）	第二章ノ二　恩給ノ支給ニ関スル通知
（削る）	第二十六条ノ三　裁定庁ハ給与スベキ恩給ノ支給ニ関シ必要ナル事項ヲ其ノ支給スベキ日前ニ支給庁（国庫ノ支弁ニ係ル恩給ニ在リテハ日本郵政公社以下同ジ）ニ通知スベシ
第二十七条及び第二十八条　削除	第二十七条　支給庁ハ前条ノ規定ニ依リ裁定庁ノ通知スル所ニ従ヒ恩給ヲ支給ス 第二十八条　恩給ノ支給ヲ受ケムトスル者ハ其ノ恩給証書（裁定告知書ヲ含ム以下同ジ）又ハ裁定通知書ヲ支給庁ニ呈示スヘシ
第二十九条ノ二　裁定庁恩給ノ改定ヲ為シタル場合ニ於テ当該裁定庁カ改定前ノ恩給ノ裁定庁ニ非サルトキハ当該裁定庁ハ改定前ノ恩給ノ裁定庁ニ対シ改定ヲ為シタル旨並公務員ノ再就職後ノ退職当時ニ於ケル官職名、再就職後ノ退職ノ年月日、改定前及改定後ノ恩給証書（裁定告知書ヲ含ム以下同ジ）ノ記号番号ヲ通知スヘシ ②　前項ノ規定ハ法律第百五十五号施行ノ際現ニ恩給ヲ受クル者ニ対シ法律第百五十五号附則ノ規定ニ依ル恩給ノ裁定ヲ為シタル場合ニ於テ当該裁定庁ガ法律第百五十五号施行ノ際現ニ受クル恩給ノ裁定庁ニ非ザルトキニ之ヲ準用ス	第二十九条ノ二　裁定庁恩給ノ改定ヲ為シタル場合ニ於テ当該裁定庁カ改定前ノ恩給ノ裁定庁ニ非サルトキハ当該裁定庁ハ改定前ノ恩給ノ裁定庁ニ対シ改定ヲ為シタル旨並公務員ノ再就職後ノ退職当時ニ於ケル官職名、再就職後ノ退職ノ年月日、改定前及改定後ノ恩給証書ノ記号番号ヲ通知スヘシ ②　（同上）
第三十六条　恩給証書又ハ裁定通知書ヲ亡失シ又ハ毀損シタルトキハ其ノ事由ヲ具シ証拠書類ヲ添ヘ裁定庁ニ其ノ再交付ヲ申請スルコトヲ得	第三十六条　恩給証書又ハ裁定通知書ヲ亡失シ又ハ毀損シタルトキハ其ノ事由ヲ具シ証拠書類ヲ添ヘ裁定庁ニ其ノ再交付ヲ申請スルコトヲ得

（関係政令の一部改正及び経過措置）

（削る）	②　恩給ヲ受クル者カ恩給証書ヲ呈示ノ用ニ供スルコト困難ナル状況ニ在ル場合ニ於テハ裁定庁ハ本人ノ申請ニ依リ之ニ其ノ恩給証書ノ再交付ヲ為スコトヲ得
第三十七条　恩給証書又ハ裁定通知書ノ再交付アリタルトキハ従前ノ恩給証書又ハ裁定通知書ハ其ノ効力ヲ失フ ②　亡失ヲ理由トシテ恩給証書又ハ裁定通知書ノ再交付アリタル後従前ノ恩給証書又ハ裁定通知書ヲ発見シタルトキハ速ニ裁定庁ニ之ヲ返還スヘシ	第三十七条　（同上） ②　（同上）
（削る）	③　前項ノ規定ハ前条第二項ノ規定ニ依リ恩給証書ノ再交付アリタル場合ニ付之ヲ準用ス

（関係政令の一部改正及び経過措置）

（恩給給与規則の一部改正に伴う経過措置）

第　　条　この政令の施行の日（以下「施行日」という。）前に行われた第Ａ一条の規定による改正前の恩給給与規則第二十六条ノ三の規定による通知に従い行う恩給の支給については、なお従前の例による。

この場合において、同令第二十七条及び第二十八条中「支給庁」とあるのは、「郵便貯金銀行（郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）第九十四条ニ規定スル郵便貯金銀行ヲ謂フ）」とする。

（関係政令の一部改正及び経過措置）

○地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）の一部改正（第Ａ二条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
（口座振替の方法による歳入の納付） 第百五十五条　普通地方公共団体の歳入の納入義務者は、当該普通地方公共団体の指定金融機関若しくは指定代理金融機関又は収納代理金融機関若しくは収納事務取扱金融機関に預金口座を設けているときは、当該金融機関に請求して口座振替の方法により当該歳入を納付することができる。	（口座振替の方法による歳入の納付） 第百五十五条　普通地方公共団体の歳入の納入義務者は、当該普通地方公共団体の指定金融機関若しくは指定代理金融機関又は日本郵政公社以外の収納代理金融機関若しくは収納事務取扱金融機関に預金口座を設けているときは、当該金融機関に請求して口座振替の方法により当該歳入を納付することができる。
（削る）	（郵便振替の方法による歳入の納付） 第百五十五条の二　普通地方公共団体の歳入の納入義務者は、当該普通地方公共団体の収納代理金融機関又は収納事務取扱金融機関（日本郵政公社に限る。）に請求して、郵便振替法（昭和二十三年法律第六十号）第五十八条に規定する公金に関する郵便振替の方法により当該歳入を納付することができる。
（証券をもつてする歳入の納付） 第百五十六条　地方自治法第二百三十一条の二第三項の規定により普通地方公共団体の歳入の納付に使用することができる証券は、次に掲げる証券で納付金額を超えないものに限る。 一　持参人払式の小切手等（小切手その他金銭の支払を目的とする有価証券であつて小切手と同程度の支払の確実性があるものとして総務大臣が指定するものをいう。以下この号において同じ。）又は会計管理者若しくは指定金融機関、指定代理金融機関、収納代理金融機関若しくは収納事務取扱金融機関（以下この条において「会計管理者等」という。）を受取人とする小切手等で、手形交換所に加入している金融機関又は当該金融機関	（証券をもつてする歳入の納付） 第百五十六条　地方自治法第二百三十一条の二第三項の規定により普通地方公共団体の歳入の納付に使用することができる証券は、次に掲げる証券で納付金額を超えないものに限る。 一　持参人払式の小切手又は会計管理者若しくは指定金融機関、指定代理金融機関、収納代理金融機関若しくは収納事務取扱金融機関（以下この条において「会計管理者等」という。）を受取人とする小切手で、手形交換所に加入している金融機関又は当該金融機関に手形交換を委託している金融機関を支払人とし、支払地が当該普通地方公共団体の長が定める区域内であつて、その提示期間内に支払のための提示をすることができるもの

（関係政令の一部改正及び経過措置）

に手形交換を委託している金融機関を支払人とし、支払地が当該普通地方公共団体の長が定める区域内であつて、その権利の行使のため定められた期間内に支払のための提示又は支払の請求をすることができるもの （削る）	
二　無記名式の国債若しくは地方債又は無記名式の国債若しくは地方債の利札で、支払期日の到来したもの 2　会計管理者等は、前項第一号に掲げる証券であつてもその支払が確実でないと認めるときは、その受領を拒絶することができる。 3　地方自治法第二百三十一条の二第四項前段に規定する場合においては、会計管理者等は、当該証券をもつて納付した者に対し、速やかに、当該証券について支払がなかつた旨及びその者の請求により当該証券を還付する旨を書面で通知しなければならない。	
（指定金融機関等） 第百六十八条　都道府県は、地方自治法第二百三十五条第一項の規定により、議会の議決を経て、一の金融機関を指定して、当該都道府県の公金の収納及び支払の事務を取り扱わせなければならない。 2　市町村は、地方自治法第二百三十五条第二項の規定により、議会の議決を経て、一の金融機関を指定して、当該市町村の公金の収納及び支払の事務を取り扱わせることができる。 3　普通地方公共団体の長は、必要があると認めるときは、指定金融機関をして、その取り扱う収納及び支払の事務の一部を、当該普通地方公共団体の長が指定する金融機関に取り扱わせることができる。	
	二　会計管理者等を受取人とする郵便振替払出証書又は持参人払式の郵便為替証書若しくは会計管理者等を受取人とする郵便為替証書で、その有効期間内に支払の請求をすることができるもの 三　無記名式の国債若しくは地方債又は無記名式の国債若しくは地方債の利札で、支払期日の到来したもの 2　会計管理者等は、前項第一号に規定する小切手であつてもその支払が確実でないと認めるときは、その受領を拒絶することができる。 3　地方自治法第二百三十一条の二第四項前段に規定する場合においては、会計管理者等は、当該証券をもつて納付した者に対し、速やかに、当該証券について支払がなかつた旨及びその者の請求により当該証券を還付する旨を書面で通知しなければならない。
	（指定金融機関等） 第百六十八条　都道府県は、地方自治法第二百三十五条第一項の規定により、議会の議決を経て、一の金融機関（日本郵政公社を除く。次項及び第三項において同じ。）を指定して、当該都道府県の公金の収納及び支払の事務を取り扱わせなければならない。 2　市町村は、地方自治法第二百三十五条第二項の規定により、議会の議決を経て、一の金融機関を指定して、当該市町村の公金の収納及び支払の事務を取り扱わせることができる。 3　普通地方公共団体の長は、必要があると認めるときは、指定金融機関をして、その取り扱う収納及び支払の事務の一部を、当該普通地方公共団体の長が指定する金融機関に取り扱わせることができる。

4　普通地方公共団体の長は、必要があると認めるときは、指定金融機関をして、その取り扱う収納の事務の一部を、当該普通地方公共団体の長が指定する金融機関に取り扱わせることができる。

5　指定金融機関を指定していない市町村の長は、必要があると認めるときは、会計管理者をして、その取り扱う収納の事務の一部を、当該市町村の長が指定する金融機関に取り扱わせることができる。

（削る）

6　第一項又は第二項の金融機関を指定金融機関と、第三項の金融機関を指定代理金融機関と、第四項の金融機関を収納代理金融機関と、前項の金融機関を収納事務取扱金融機関という。

7　普通地方公共団体の長は、指定代理金融機関又は収納代理金融機関を指定し、又はその取消しをしようとするときは、あらかじめ、指定金融機関の意見を聴かなければならない。

8　普通地方公共団体の長は、指定金融機関、指定代理金融機関、収納代理金融機関又は収納事務取扱金融機関を定め、又は変更したときは、これを告示しなければならない。

（出納取扱金融機関等）

第二百二十三条の二　理事長は、地方自治法第三百十一条第一項ただし書の規定により金融機関に現金の出納事務を取り扱わせる場合には、収納及び支払の事務を取り扱わせ、又は収納の事務を取り扱わせることができる。

（削る）

2　前項の現金の収納及び支払の事務を取り扱う金融機関を出納取

4　普通地方公共団体の長は、必要があると認めるときは、指定金融機関をして、その取り扱う収納の事務の一部を、当該普通地方公共団体の長が指定する金融機関に取り扱わせることができる。

5　指定金融機関を指定していない市町村の長は、必要があると認めるときは、会計管理者をして、その取り扱う収納の事務の一部を、当該市町村の長が指定する金融機関に取り扱わせることができる。

6　前二項の規定により収納の事務の一部を日本郵政公社に取り扱わせる場合においては、郵便振替法第五十八条に規定する公金に関する郵便振替の方法により取り扱わせるものとする。

7　第一項又は第二項の金融機関を指定金融機関と、第三項の金融機関を指定代理金融機関と、第四項の金融機関を収納代理金融機関と、第五項の金融機関を収納事務取扱金融機関という。

8　普通地方公共団体の長は、指定代理金融機関又は収納代理金融機関を指定し、又はその取消しをしようとするときは、あらかじめ、指定金融機関の意見を聴かなければならない。

9　普通地方公共団体の長は、指定金融機関、指定代理金融機関、収納代理金融機関又は収納事務取扱金融機関を定め、又は変更したときは、これを告示しなければならない。

（出納取扱金融機関等）

第二百二十三条の二　理事長は、地方自治法第三百十一条第一項ただし書の規定により金融機関（日本郵政公社を除く。）に現金の出納事務を取り扱わせる場合には、収納及び支払の事務を取り扱わせ、又は収納の事務を取り扱わせることができる。

2　理事長は、地方自治法第三百十一条第一項ただし書の規定により、その取り扱う現金の収納の事務を、郵便振替法第五十八条に規定する公金に関する郵便振替の方法により、日本郵政公社に取り扱わせることができる。

3　第一項の現金の収納及び支払の事務を取り扱う金融機関を出納

扱金融機関と、同項の現金の収納の事務を取り扱う金融機関を収納取扱金融機関という。

3　理事長は、出納取扱金融機関又は収納取扱金融機関を定め、又は変更した場合は、これを告示しなければならない。

（財務に関する規定の準用）

第二百二十四条　第百四十二条第一項及び第二項、第百四十三条、第百四十七条、第百四十八条、第百五十条第一項及び第二項、第百五十四条から第百五十八条まで、第百五十九条、第百六十条、第百六十一条から第百六十五条の八まで、第百六十六条の二から第百六十七条の十七まで、第百六十八条の二第二項及び第三項、第百六十八条の三第一項から第三項まで、第百六十八条の四第一項及び第二項、第百六十八条の六、第百六十八条の七第一項及び第三項、第百六十九条から第百六十九条の四まで、第百七十条の二、第百七十条の四、第百七十条の五第一項及び第二項前段、第百七十一条から第百七十一条の六まで、第百七十一条の七第一項及び第二項、第百七十二条並びに第百七十三条の二の規定は、事業団の財務についてこれを準用する。ただし、第百四十二条第一項及び第二項、第百四十三条、第百五十条第一項第三号及び第二項、第百六十条、第百六十五条の六第一項及び第二項、第百六十五条の八並びに第百六十六条の二の規定は、特定事業に係る財務については、これを準用しない。

2　前項の規定により次の表の上欄に掲げる規定を事業団の財務について準用する場合においては、これらの規定のうち、同表中欄に掲げる字句は、それぞれ当該下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第百四十二条第一項及び第二項、第百四十三条第一項並びに第	会計年度	事業年度

取扱金融機関と、前二項の現金の収納の事務を取り扱う金融機関を収納取扱金融機関という。

4　理事長は、出納取扱金融機関又は収納取扱金融機関を定め、又は変更した場合は、これを告示しなければならない。

（財務に関する規定の準用）

第二百二十四条　第百四十二条第一項及び第二項、第百四十三条、第百四十七条、第百四十八条、第百五十条第一項及び第二項、第百五十四条から第百五十八条まで、第百五十九条、第百六十条、第百六十一条から第百六十五条の八まで、第百六十六条の二から第百六十七条の十七まで、第百六十八条の二第二項及び第三項、第百六十八条の三第一項から第三項まで、第百六十八条の四第一項及び第二項、第百六十八条の六、第百六十八条の七第一項及び第三項、第百六十九条から第百六十九条の四まで、第百七十条の二、第百七十条の四、第百七十条の五第一項及び第二項前段、第百七十一条から第百七十一条の六まで、第百七十一条の七第一項及び第二項、第百七十二条並びに第百七十三条の二の規定は、事業団の財務についてこれを準用する。ただし、第百四十二条第一項及び第二項、第百四十三条、第百五十条第一項第三号及び第二項、第百六十条、第百六十五条の六第一項及び第二項、第百六十五条の八並びに第百六十六条の二の規定は、特定事業に係る財務については、これを準用しない。

2　前項の規定により次の表の上欄に掲げる規定を事業団の財務について準用する場合においては、これらの規定のうち、同表中欄に掲げる字句は、それぞれ当該下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第百四十二条第一項及び第二項、第百四十三条第一項並びに第	会計年度	事業年度

（関係政令の一部改正及び経過措置）

百四十八条		
（略）	（略）	（略）
第百五十五条	指定金融機関若しくは指定代理金融機関又は収納代理金融機関若しくは収納事務取扱金融機関	出納取扱金融機関又は収納取扱金融機関
第百五十六条	会計管理者若しくは指定金融機関、指定代理金融機関、収納代理金融機関若しくは収納事務取扱金融機関（以下この条において「会計管理者等」という。）	理事長、出納取扱金融機関若しくは収納取扱金融機関（以下この条において「理事長等」という。）
（略）	（略）	（略）
普通地方公共団体の長	理事長	
会計管理者等	理事長等	
（略）	（略）	（略）
第百五十四条、第百五十五条、	歳入	収入

3　第一項の規定により次の表の上欄に掲げる規定を特定事業に係る財務について準用する場合においては、前項に定めるもののほか、これらの規定のうち、同表中欄に掲げる字句は、それぞれ当該下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

百四十八条		
（略）	（略）	（略）
第百五十五条	指定金融機関若しくは指定代理金融機関又は日本郵政公社以外の収納代理金融機関若しくは収納事務	出納取扱金融機関又は日本郵政公社以外の収納取扱金融機関
第百五十五条の二	収納代理金融機関又は収納事務取扱金融機関	収納取扱金融機関
第百五十六条	会計管理者若しくは指定金融機関、指定代理金融機関、収納代理金融機関若しくは収納事務取扱金融機関（以下この条において「会計管理者等」という。）	理事長、出納取扱金融機関若しくは収納取扱金融機関（以下この条において「理事長等」という。）
（略）	（略）	（略）
普通地方公共団体の長	理事長	
会計管理者等	理事長等	
（略）	（略）	（略）
第百五十四条、第百五十五条、	歳入	収入

3　第一項の規定により次の表の上欄に掲げる規定を特定事業に係る財務について準用する場合においては、前項に定めるもののほか、これらの規定のうち、同表中欄に掲げる字句は、それぞれ当該下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

（関係政令の一部改正及び経過措置）

第百五十六条第一項、第百五十七条の二第一項第一号及び第百五十八条	（略）	（略）
第百五十五条の二、第百五十六条第一項、第百五十七条の二第一項第一号及び第百五十八条	（略）	（略）

（関係政令の一部改正及び経過措置）

（地方自治法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第　　条　この政令の施行の際現に存する郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第百二号。以下「整備法」という。）第二条の規定による廃止前の郵便振替法（昭和二十三年法律第六十号）第三十八条第二項第一号に規定する払出証書及び整備法附則第二条の規定による廃止前の郵便為替法（昭和二十三年法律第五十九号）第二十条第一項に規定する郵便為替証書については、第Ａ二条の規定による改正前の地方自治法施行令第百五十六条第一項の規定は、なおその効力を有する。

２　郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）第百七条の規定の適用がある場合における第Ａ二条の規定による改正後の地方自治法施行令第百六十八条の規定の適用については、同条第一項中「一の金融機関」とあるのは「一の金融機関（郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）第九十四条に規定する郵便貯金銀行を除く。次項において同じ。）」とする。

（関係政令の一部改正及び経過措置）

○建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）の一部改正（第A三条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
（第一種低層住居専用地域内に建築することができる公益上必要な建築物） 第百三十条の四　法別表第二(い)項第九号（法第八十七条第二項又は第三項において法第四十八条第一項の規定を準用する場合を含む。）の規定により政令で定める公益上必要な建築物は、次に掲げるものとする。 一　郵便事業株式会社法（平成十七年法律第九十九号）第三条第一項第一号に掲げる業務の用に供する施設で延べ面積が五百平方メートル以内のもの 二～五　（略） （第一種中高層住居専用地域内に建築することができる公益上必要な建築物） 第百三十条の五の四　法別表第二(は)項第七号（法第八十七条第二項又は第三項において法第四十八条第三項の規定を準用する場合を含む。）の規定により政令で定める建築物は、次に掲げるものとする。 一　税務署、警察署、保健所、消防署その他これらに類するもの（法別表第二(い)項第九号に掲げるもの及び五階以上の部分をこれらの用途に供するものを除く。） 二　（略） （第一種住居地域内に建築することができる大規模な建築物） 第百三十条の七の二　法別表第二(ほ)項第四号（法第八十七条第二項又は第三項において法第四十八条第五項の規定を準用する場合を	（第一種低層住居専用地域内に建築することができる公益上必要な建築物） 第百三十条の四　（同上） 一　郵便局で延べ面積が五百平方メートル以内のもの 二～五　（略） （第一種中高層住居専用地域内に建築することができる公益上必要な建築物） 第百三十条の五の四　（同上） 一　税務署、郵便局、警察署、保健所、消防署その他これらに類するもの（法別表第二(い)項第九号に掲げるもの及び五階以上の部分をこれらの用途に供するものを除く。） 二　（略） （第一種住居地域内に建築することができる大規模な建築物） 第百三十条の七の二　（同上）

（関係政令の一部改正及び経過措置）

含む。）の規定により政令で定める建築物は、次に掲げるものとする。 一　税務署、警察署、保健所、消防署その他これらに類するもの 二～五　（略）	一　税務署、郵便局、警察署、保健所、消防署その他これらに類するもの 二～五　（略）

○地方公営企業法施行令（昭和二十七年政令第四百三号）の一部改正（第A四条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
（証券をもつてする収入の納付） 第二十一条の三　証紙による収入の方法によるものを除くほか、地方公営企業の収入については、出納取扱金融機関又は収納取扱金融機関が定められている場合は、地方公営企業の収入の納入義務者は、次に掲げる証券で納付金額を超えないものをもつて当該収入を納付することができる。 一　持参人払式の小切手等（小切手その他金銭の支払を目的とする有価証券であつて小切手と同程度の支払の確実性があるものとして総務大臣が指定するものをいう。以下この号において同じ。）又は管理者、出納取扱金融機関若しくは収納取扱金融機関（以下「管理者等」という。）を受取人とする小切手等で、手形交換所に加入している金融機関又は当該金融機関に手形交換を委託している金融機関を支払人とし、支払地が管理者の定める区域内であつて、その権利の行使のため定められた期間内に支払のための提示又は支払の請求をすることができるもの （削る） 二　無記名式の国債若しくは地方債又は無記名式の国債若しくは地方債の利札で、支払期日の到来したもの 2　管理者等は、前項第一号に掲げる証券であつてもその支払が確実でないと認める場合は、その受領を拒絶することができる。 3　第一項の規定により納付された証券をその権利の行使のため定められた期間内に提示し、支払の請求をした場合において、支払	（証券をもつてする収入の納付） 第二十一条の三　証紙による収入の方法によるものを除くほか、地方公営企業の収入については、出納取扱金融機関又は収納取扱金融機関が定められている場合は、地方公営企業の収入の納入義務者は、次に掲げる証券で納付金額をこえないものをもつて当該収入を納付することができる。 一　持参人払式の小切手又は管理者、出納取扱金融機関若しくは収納取扱金融機関（以下「管理者等」という。）を受取人とする小切手で、手形交換所に加入している金融機関又は当該金融機関に手形交換を委託している金融機関を支払人とし、支払地が管理者の定める区域内であつて、その呈示期間内に支払のための呈示をすることができるもの 二　管理者等を受取人とする郵便振替払出証書又は持参人払式の郵便為替証書若しくは管理者等を受取人とする郵便為替証書で、その有効期間内に支払の請求をすることができるもの 三　（同上） 2　管理者等は、前項第一号に規定する小切手であつてもその支払が確実でないと認める場合は、その受領を拒絶することができる。 3　第一項の規定により納付された証券を支払の呈示期間内又は有効期間内に呈示し、支払の請求をした場合において、支払の拒絶

（関係政令の一部改正及び経過措置）

の拒絶があつたときは、当該収入は、初めから納付がなかつたものとみなす。この場合においては、管理者等は、当該証券をもつて納付した者に対し、速やかに、当該証券について支払がなかつた旨及びその者の請求により当該証券を還付する旨を書面で通知しなければならない。 （金融機関） 第二十二条　法第二十七条ただし書に規定する政令で定める金融機関は、銀行その他これに類する貯金の受入れ又は資金の融通を業とする機関とする。	があつたときは、当該収入は、はじめから納付がなかつたものとみなす。この場合においては、管理者等は、当該証券をもつて納付した者に対し、すみやかに、当該証券について支払がなかつた旨及びその者の請求により当該証券を還付する旨を書面で通知しなければならない。 （金融機関） 第二十二条　法第二十七条ただし書に規定する政令で定める金融機関は、銀行、日本郵政公社その他これらに類する貯金の受入れ又は資金の融通を業とする機関とする。

（関係政令の一部改正及び経過措置）

（地方公営企業法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第　　条　この政令の施行の際現に存する整備法附則第二条の規定による廃止前の郵便振替法第三十八条第二項第一号に規定する払出証書及び整備法附則第二条の規定による廃止前の郵便為替法第二十条第一項に規定する郵便為替証書及びについては、第Ａ四条の規定による改正前の地方公営企業法施行令第二十一条の三第一項の規定は、なおその効力を有する。

（関係政令の一部改正及び経過措置）

○道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）の一部改正（第Ａ五条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
（指定区間内の国道に係る占用料の額） 第十九条　（略） ２　（略） ３　国土交通大臣は、指定区間内の国道に係る占用料で次に掲げる占用物件に係るものについて、特に必要があると認めるときは、前二項の規定にかかわらず、前二項に規定する額の範囲内において別に占用料の額を定め、又は占用料を徴収しないことができる。 一　（略） （削る） 二～五　（略） ４　（略） （手数料及び延滞金） 第三十七条　法第七十三条第二項（法第九十一条第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により国が徴収する手数料の額は、督促状一通につき郵便法（昭和二十二年法律第百六十五号）第二十一条第一項に規定する通常葉書の料金の額を超えない範囲内において国土交通大臣が定める額とする。 ２～４　（略） （権限の委任） 第三十九条　（略）	（指定区間内の国道に係る占用料の額） 第十九条　（略） ２　（略） ３　国土交通大臣は、指定区間内の国道に係る占用料で次に掲げる占用物件に係るものについて、特に必要があると認めるときは、前二項の規定にかかわらず、前二項に規定する額の範囲内において別に占用料の額を定め、又は占用料を徴収しないことができる。 一　（略） 二　日本郵政公社が日本郵政公社法（平成十四年法律第九十七号）第十九条第一項に規定する業務の用に供する占用物件 三～六　（略） ４　（略） （手数料及び延滞金） 第三十七条　法第七十三条第二項（法第九十一条第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により国が徴収する手数料の額は、督促状一通につき郵便法（昭和二十二年法律第百六十五号）第二十二条第一項に規定する通常葉書の料金の額を超えない範囲内において国土交通大臣が定める額とする。 ２～４　（略） （権限の委任） 第三十九条　（略）

（関係政令の一部改正及び経過措置）

2　前項に規定するもののほか、法及び法に基づく政令に規定する国土交通大臣の権限のうち、次に掲げるもの以外のものは、地方整備局長及び北海道開発局長に委任する。ただし、法第三十一条第二項の規定による裁定及び同条第五項本文の規定による決定並びに法第九十四条第二項の規定による譲与については、この限りでない。 一～五　（略） 六　第十九条第三項第五号の規定により別に占用料の額を定め、又は占用料を徴収しないことができる占用物件を定めること。 七～十二　（略） 3　（略）	2　前項に規定するもののほか、法及び法に基づく政令に規定する国土交通大臣の権限のうち、次に掲げるもの以外のものは、地方整備局長及び北海道開発局長に委任する。ただし、法第三十一条第二項の規定による裁定及び同条第五項本文の規定による決定並びに法第九十四条第二項の規定による譲与については、この限りでない。 一～五　（略） 六　第十九条第三項第六号の規定により別に占用料の額を定め、又は占用料を徴収しないことができる占用物件を定めること。 七～十二　（略） 3　（略）

（関係政令の一部改正及び経過措置）

○自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）の一部改正（第Ａ六条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
（非常勤隊員の服務の特例） 第五十二条　予備自衛官、即応予備自衛官、予備自衛官補及び法第四十四条の五第一項に規定する短時間勤務の官職を占める隊員以外の非常勤の隊員（以下「非常勤隊員」という。）は、法第六十条第二項の規定にかかわらず、国家機関の他の非常勤の職若しくは独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第二項に規定する特定独立行政法人（第五十九条の五第一項及び第六十条の二において「特定独立行政法人」という。）の非常勤の職を兼ね、又は地方公共団体の機関の非常勤の職に就くことができる。	（非常勤隊員の服務の特例） 第五十二条　予備自衛官、即応予備自衛官、予備自衛官補及び法第四十四条の五第一項に規定する短時間勤務の官職を占める隊員以外の非常勤の隊員（以下「非常勤隊員」という。）は、法第六十条第二項の規定にかかわらず、国家機関の他の非常勤の職、独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第二項に規定する特定独立行政法人（第五十九条の五第一項及び第六十条の二において「特定独立行政法人」という。）の非常勤の職若しくは日本郵政公社の非常勤の職を兼ね、又は地方公共団体の機関の非常勤の職に就くことができる。
（定年に達している者の任用） 第五十九条の五　隊員（自衛官及び法第四十四条の二第三項に規定する隊員を除く。）の採用は、再任用（法第四十四条の四第一項又は第四十四条の五第一項の規定により採用することをいう。次項及び第五十九条の十一において同じ。）の場合を除き、採用しようとする者が当該採用に係る官職に係る定年に達しているときは、行うことができない。ただし、かつて隊員（自衛官を除く。以下第五十九条の十までにおいて同じ。）として任用されていた者のうち、引き続き防衛省以外の国家機関の職、特定独立行政法人の職、地方公共団体の機関の職その他これらに準ずる職（防衛大臣が定めるものに限る。）又は公庫の予算及び決算に関する法律（昭和二十六年法律第九十九号）第一条に規定する公庫その他その業務が国の事務若しくは事業と密接な関連を有する法人に属する職（防衛大臣が定めるものに限る。）に就き、引き続きこれ	（定年に達している者の任用） 第五十九条の五　隊員（自衛官及び法第四十四条の二第三項に規定する隊員を除く。）の採用は、再任用（法第四十四条の四第一項又は第四十四条の五第一項の規定により採用することをいう。次項及び第五十九条の十一において同じ。）の場合を除き、採用しようとする者が当該採用に係る官職に係る定年に達しているときは、行うことができない。ただし、かつて隊員（自衛官を除く。以下第五十九条の十までにおいて同じ。）として任用されていた者のうち、引き続き防衛省以外の国家機関の職、特定独立行政法人の職、日本郵政公社の職、地方公共団体の機関の職その他これらに準ずる職（防衛大臣が定めるものに限る。）又は公庫の予算及び決算に関する法律（昭和二十六年法律第九十九号）第一条に規定する公庫その他その業務が国の事務若しくは事業と密接な関連を有する法人に属する職（防衛大臣が定めるものに限る。）に

（関係政令の一部改正及び経過措置）

らの職に就いている者の引き続き隊員となるための採用であつて、当該採用により占めることとなる官職に係る定年退職日（法第四十四条の二第一項 の規定による退職（以下「定年退職」という。）をすることとなる日をいう。以下同じ。）以前におけるものについては、この限りでない。 2　（略）	就き、引き続きこれらの職に就いている者の引き続き隊員となるための採用であつて、当該採用により占めることとなる官職に係る定年退職日（法第四十四条の二第一項 の規定による退職（以下「定年退職」という。）をすることとなる日をいう。以下同じ。）以前におけるものについては、この限りでない。 2　（略）

（関係政令の一部改正及び経過措置）

○国会議員互助年金法施行令を廃止する等の政令（平成十八年政令第七十三号）附則第二項の規定によりなおその効力を有することとされる同令第一条の規定による廃止前の国会議員互助年金法施行令（昭和三十三年政令第百四十三号）の一部改正（第Ａ七条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
目次 第一章　互助年金等の請求（第一条―第十七条） 第二章　互助年金等の裁定（第十八条―第二十条） （削る） 第三章　互助年金等の支給（第二十一条―第二十五条） 第四章　異動の通知等及び受給権の存否の調査（第二十六条―第三十二条） 第五章　互助年金証書の返還及び互助年金証書等の再交付（第三十三条―第三十五条） 第六章　雑則（第三十六条―第四十条） 附則	目次 第一章　（同上） 第二章　（同上） 第二章の二　互助年金等の支給に関する通知（第二十条の二） 第三章　（同上） 第四章　（同上） 第五章　（同上） 第六章　（同上） 附則
（削る）	第二章の二　互助年金等の支給に関する通知 第二十条の二　裁定庁は、給すべき互助年金又は互助一時金の支給に関し必要な事項を支給日前に日本郵政公社に通知しなければならない。
第三章　互助年金等の支給	第三章　互助年金等の支給
第二十一条及び第二十二条　削除	（互助年金等支給） 第二十一条　日本郵政公社は、前条の規定により裁定庁が通知するところに従い、互助年金又は互助一時金を支給する。 （互助年金証書等の提示） 第二十二条　互助年金又は互助一時金の支給を受けようとする者は

（関係政令の一部改正及び経過措置）

、その互助年金証書又は互助年金裁定通知書若しくは互助一時金裁定通知書を互助年金又は互助一時金を支給する日本郵政公社に提示しなければならない。

（関係政令の一部改正及び経過措置）

（旧国会議員互助年金法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第　　条　施行日前に行われた第Ａ七条の規定による改正前の旧国会議員互助年金法施行令第二十条の二の規定による通知に従い行う互助年金又は互助一時金の支給については、なお従前の例による。この場合において、同令第二十一条及び第二十二条中「日本郵政公社」とあるのは、「郵便貯金銀行（郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）第九十四条に規定する郵便貯金銀行をいう。）」とする。

（関係政令の一部改正及び経過措置）

○国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）の一部改正（第Ａ八条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
（定義） 第一条　この政令において、「特定独立行政法人」、「職員」、「被扶養者」、「遺族」、「退職」、「報酬」、「期末手当等」、「組合」、「組合の代表者」、「連合会」、「独立行政法人」、「国立大学法人等」、「地方の組合」、「受給権者」、「継続長期組合員」、「任意継続組合員」、「任意継続掛金」、「特定共済組合」、「特例退職組合員」、「特例継続組合員」、「特例継続掛金」、「郵政会社等」若しくは「日本郵政共済組合」又は「旧法」、「恩給公務員期間」、「在職年」、「旧長期組合員期間」、「障害共済年金」、「遺族共済年金」若しくは「恩給更新組合員」とは、それぞれ国家公務員共済組合法（以下「法」という。）第一条第二項、第二条第一項第一号から第六号まで、第三条第一項、第八条第二項、第二十一条第一項、第三十一条第一号、第三十八条第二項ただし書、第四十一条第一項、第百二十四条の二第二項、第百二十六条の五第二項、附則第十二条第一項若しくは第三項、附則第十三条の三第四項、附則第二十条の三第二項若しくは附則第二十条の四第一項又は国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和三十三年法律第百二十九号。以下「施行法」という。）第二条第二号、第十号、第十一号若しくは第十三号、第十二条、第十三条若しくは第二十三条第一項に規定する特定独立行政法人、職員、被扶養者、遺族、退職、報酬、期末手当等、組合、組合の代表者、連合会、独立行政法人、国立大学法人等、地方の組合、受給権者、継続長期組合員、任意継続組合員、任意継続掛金、特定共済組合、特例退職組合員、特例継続組合員、特例継続掛金、郵政会社等若しくは日本郵政共済組合又は旧	（定義） 第一条　この政令において、「特定独立行政法人」、「公社」、「職員」、「被扶養者」、「遺族」、「退職」、「報酬」、「期末手当等」、「組合」、「組合の代表者」、「連合会」、「独立行政法人」、「国立大学法人等」、「地方の組合」、「受給権者」、「継続長期組合員」、「任意継続組合員」、「任意継続掛金」、「特定共済組合」、「特例退職組合員」、「特例継続組合員」若しくは「特例継続掛金」又は「旧法」、「恩給公務員期間」、「在職年」、「旧長期組合員期間」、「障害共済年金」、「遺族共済年金」若しくは「恩給更新組合員」とは、それぞれ国家公務員共済組合法（以下「法」という。）第一条第二項、第二条第一項第一号から第六号まで、第三条第一項、第八条第二項ただし書、第四十一条第一項、第百二十四条の二第二項、第百二十六条の五第二項、附則第十二条第一項若しくは第三項若しくは附則第十三条の三第四項又は国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和三十三年法律第百二十九号。以下「施行法」という。）第二条第二号、第十号、第十一号若しくは第十三号、第十二条、第十三条若しくは第二十三条第一項に規定する特定独立行政法人、公社、職員、被扶養者、遺族、退職、報酬、期末手当等、組合、組合の代表者、連合会、独立行政法人、国立大学法人等、地方の組合、受給権者、継続長期組合員、任意継続組合員、任意継続掛金、特定共済組合、特例退職組合員、特例継続組合員若しくは特例継続掛金又は旧法、恩給公務員期間、在職年、旧長期組合員期間、障害共済年金、遺族共済年金若しくは恩給更新組合員をいう

（関係政令の一部改正及び経過措置）

法、恩給公務員期間、在職年、旧長期組合員期間、障害共済年金、遺族共済年金若しくは恩給更新組合員をいう。	。
（職員） 第二条　（略） 一～七　（略） 2　法第二条第一項第一号に規定する臨時に使用される者その他の政令で定める者は、次に掲げる者とする。 一～三　（略） 四　国及び特定独立行政法人から給与を受けない者	（職員） 第二条　（略） 一～七　（略） 2　（同上） 一～三　（略） 四　国、特定独立行政法人及び公社から給与を受けない者
（報酬） 第五条　（略） 2　（略） 3　一般職の職員の給与に関する法律の適用を受けないその他の職員について、同法の適用を受ける職員に係る報酬に含まれる給与（以下「一般職員の報酬に含まれる給与」という。）に準ずる給与として法第二条第一項第五号に規定する政令で定めるものは、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる給与のうち一般職員の報酬に含まれる給与に相当するものとして組合の運営規則で定めるものとする。 一～九　（略） （削る） 4　（略）	（報酬） 第五条　（略） 2　（略） 3　（同上） 一～九　（略） 十　公社の職員　その受ける給与 4　（略）
第八条　組合の業務上の余裕金は、次に掲げるものに運用するものとする。 一　銀行その他財務大臣の指定する金融機関への預金 二・三　（略）	第八条　（同上） 一　銀行その他財務大臣の指定する金融機関への預金又は郵便貯金 二・三　（略）

（関係政令の一部改正及び経過措置）

2・3　（略）	2・3　（略）
（連合会の積立金等の運用） 第九条の三　連合会の積立金等は、次に掲げるものに運用するものとする。 一　銀行その他財務大臣の指定する金融機関への預金 二～八　（略） 2　（略）	（連合会の積立金等の運用） 第九条の三　（同上） 一　銀行その他財務大臣の指定する金融機関への預金又は郵便貯金 二～八　（略） 2　（略）
（削る）	（長期給付の支払に関する事務の公社への委託） 第十一条の二　法第四十一条第三項の規定により公社に委託することができる事務は、次に掲げる事務とする。 一　長期給付を受ける権利を有する者に対し、公社の定めるところにより、長期給付の給付金に相当する現金を交付する事務 二　前号に掲げる事務に附帯する事務 2　連合会は、長期給付を受ける権利を決定したときは、公社と協議して定めるところにより、長期給付の給付金の支払に関し必要な事項を公社に通知しなければならない。 3　前項の規定は、長期給付を受ける権利の消滅その他長期給付の給付金の支払に関する事項の変更があつた場合について準用する。 4　連合会は、公社と協議して定めるところにより、長期給付の給付金の支払に関し必要な資金を公社に払い込まなければならない。
（組合員の資格取得時における標準報酬の特例） 第十一条の二　（略）	（組合員の資格取得時における標準報酬の特例） 第十一条の二の二　（略）
（介護のための休業）	（介護のための休業）

（関係政令の一部改正及び経過措置）

第十一条の三の十　一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律（平成六年法律第三十三号）の適用を受けないその他の組合員について、同法の適用を受ける組合員に係る同法第二十条第一項に規定する介護休暇（以下この条において「一般組合員の介護休暇」という。）に準ずる休業として法第六十八条の三第一項に規定する政令で定めるものは、次の各号に掲げる組合員の区分に応じ、当該各号に定める休業とする。 一～三　（略） 四　（削る） （略）	第十一条の三の十　（同上）
（刑に処せられた場合等の給付の制限） 第十一条の十　（略） 2～6　（略） 7　第一項又は第二項の規定に該当する者に対する給付の制限は、各省各庁の長（法第八条第一項に規定する各省各庁の長をいう。）がこれらの規定に定める割合によることを不適当と認め、かつ、その割合の範囲内で財務大臣と協議して定めた割合を連合会に通知したときは、その割合によるものとする。 8　（略）	（刑に処せられた場合等の給付の制限） 第十一条の十　（略） 2～6　（略） 7　第一項又は第二項の規定に該当する者に対する給付の制限は、各省各庁の長（法第八条第一項に規定する各省各庁の長をいう。）又は公社の総裁がこれらの規定に定める割合によることを不適当と認め、かつ、その割合の範囲内で財務大臣と協議して定めた割合を連合会に通知したときは、その割合によるものとする。 8　（略）
（育児休業手当金等に対する国等の負担） 第十二条の三　法第九十九条第三項第一号に掲げる費用のうち同項の規定により国等が毎年度において負担すべき金額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。 一　国　当該事業年度において組合ごとにその組合員に支給される育児休業手当金及び介護休業手当金の額に次項に定める割合	（育児休業手当金等に対する国等の負担） 第十二条の三　（同上） 一　国　当該事業年度において組合（公社に属する職員をもつて組織する組合を除く。）ごとにその組合員に支給される育児休

を乗じて得た金額の合計額から次号から第四号までに定める金額の合計額を控除した金額

二～四　（略）

（削る）

2　（略）

3　法第九十九条第三項第二号に掲げる費用のうち同項の規定により国等が毎年度において負担すべき金額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。

一　国　当該事業年度において納付される基礎年金拠出金の額の二分の一に相当する額から次号から第四号までに定める金額の合計額を控除した金額

二～四　（略）

（削る）

（組合への国等の負担金の払込み）

第十二条の五　（略）

2～4　（略）

（削る）

業手当金及び介護休業手当金の額に次項に定める割合を乗じて得た金額の合計額から次号から第四号までに定める金額の合計額を控除した金額

二～四　（略）

五　公社　当該事業年度において公社に属する職員をもつて組織する組合の組合員に支給される育児休業手当金及び介護休業手当金の額に次項に定める割合を乗じて得た金額

2　（略）

3　（同上）

一　国　当該事業年度において納付される基礎年金拠出金の額の二分の一に相当する額から次号から第五号までに定める金額の合計額を控除した金額

二～四　（略）

五　公社　当該事業年度において納付される基礎年金拠出金の額の二分の一に相当する額に当該事業年度におけるすべての組合の長期組合員の標準報酬の月額の合計額及び当該長期組合員の標準期末手当等の額の合算額に対する公社に属する職員をもつて組織する組合の長期組合員の標準報酬の月額の合計額及び当該長期組合員の標準期末手当等の額の合計額の合算額の割合を乗じて得た金額

（組合への国等の負担金の払込み）

第十二条の五　（略）

2～4　（略）

5　第一項から第三項までの規定は、公社について準用する。この場合において、第一項中「予算で定めるところにより、法」とあるのは「法」と、「負担すべき金額を、」とあるのは「負担すべき金額として公社に属する職員をもつて組織する組合（以下この

（関係政令の一部改正及び経過措置）

（連合会への負担金の払込み）

第十三条　法第百二条第四項の規定により組合が連合会に払い込むべき金額は、次に掲げる金額とする。

一　法第九十九条第二項第二号、第三号及び第五号に掲げる費用（同号に掲げる費用にあつては、第九条第一項に規定する長期給付に係るものに限る。）に充てるため国、特定独立行政法人又は職員団体（法第九十九条第五項に規定する職員団体をいう。以下この条において同じ。）、派遣先企業（国と民間企業との間の人事交流に関する法律第七条第四項（同法第二十四条第一項において準用する場合を含む。）に規定する派遣先企業をいう。次項において同じ。）、法科大学院設置者（法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律第三条第一項に規定する法科大学院設置者をいう。次号及び次項において同じ。）若しくは受入先弁護士法人等（判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法律第二条第七項に規定する受入先弁護士法人等をいう。次項において同じ。）が負担すべき金額

二　法第九十九条第二項第四号に掲げる費用に充てるため国、特定独立行政法人又は職員団体若しくは法科大学院設置者が負担

条において「公社組合」という。）が当該事業年度においてその予算に計上した額を、公社組合の」と、「組合」とあるのは「公社組合」と、第二項中「予算で定めるところにより、法」とあるのは「法」と、「負担すべき金額」とあるのは「負担すべき金額として連合会が当該事業年度においてその予算に計上した額」と、「組合」とあるのは「公社組合」と、第三項中「組合」とあるのは「公社組合」と、「国の予算」とあるのは「公社組合（前項に係るものにあつては、連合会）の予算に当該調整後の金額として計上した額をその予算に計上した事業年度において公社が払い込むこと」と読み替えるものとする。

（連合会への負担金の払込み）

第十三条　（同上）

一　法第九十九条第二項第二号、第三号及び第五号に掲げる費用（同号に掲げる費用にあつては、第九条第一項に規定する長期給付に係るものに限る。）に充てるため国、特定独立行政法人、公社又は職員団体（法第九十九条第五項に規定する職員団体をいう。以下この条において同じ。）、派遣先企業（国と民間企業との間の人事交流に関する法律第七条第四項（同法第二十四条第一項において準用する場合を含む。）に規定する派遣先企業をいう。次項において同じ。）、法科大学院設置者（法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律第三条第一項に規定する法科大学院設置者をいう。次号及び次項において同じ。）若しくは受入先弁護士法人等（判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法律第二条第七項に規定する受入先弁護士法人等をいう。次項において同じ。）が負担すべき金額

二　法第九十九条第二項第四号に掲げる費用に充てるため国、特定独立行政法人、公社又は職員団体若しくは法科大学院設置者

（関係政令の一部改正及び経過措置）

すべき金額のうち財務大臣の定める金額 2　組合は、法第百二条第四項に規定する国、特定独立行政法人又は職員団体、派遣先企業、法科大学院設置者若しくは受入先弁護士法人等が負担すべき金額及び前条第二項（同条第四項又は第五項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）に規定する金額の払込みがあるごとに、前項各号に掲げる金額及び同条第二項の規定により払い込まれた金額を、直ちに連合会に払い込まなければならない。 （継続長期組合員につき組合員期間の通算を認める公庫等又は特定公庫等の範囲） 第四十三条　法第百二十四条の二第一項に規定する公庫等（以下「公庫等」という。）に係る同項に規定する政令で定める法人は、同項に規定する公庫のほか、次に掲げる法人とする。 一～三十二　（略） 三十三　郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第百二号）第二条の規定による廃止前の日本郵政公社法施行法（平成十四年法律第九十八号。第七十五号において「旧公社法施行法」という。）第六条第一項の規定により解散した旧簡易保険福祉事業団（簡易生命保険法の一部を改正する法律（平成二年法律第五十号）附則第二十八条第一項の規定により簡易保険福祉事業団となつた旧簡易保険郵便年金福祉事業団を含む。） 三十四～七十四　（略） 七十五　旧公社法施行法第四十条の規定による改正前の郵便貯金法（昭和二十二年法律第百四十四号）により設立された郵便貯金振興会（旧公社法施行法附則第六条第一項に規定する時までの間におけるものに限る。） 七十六～百三　（略） 2　（略）	が負担すべき金額のうち財務大臣の定める金額 2　組合は、法第百二条第四項に規定する国、特定独立行政法人、公社又は職員団体、派遣先企業、法科大学院設置者若しくは受入先弁護士法人等が負担すべき金額及び前条第二項（同条第四項又は第五項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）に規定する金額の払込みがあるごとに、前項各号に掲げる金額及び同条第二項の規定により払い込まれた金額を、直ちに連合会に払い込まなければならない。 （継続長期組合員につき組合員期間の通算を認める公庫等又は特定公庫等の範囲） 第四十三条　（同上） 一～三十二　（略） 三十三　日本郵政公社法施行法（平成十四年法律第九十八号）第六条第一項の規定により解散した旧簡易保険福祉事業団（簡易生命保険法の一部を改正する法律（平成二年法律第五十号）附則第二十八条第一項の規定により簡易保険福祉事業団となつた旧簡易保険郵便年金福祉事業団を含む。） 三十四～七十四　（略） 七十五　日本郵政公社法施行法第四十条の規定による改正前の郵便貯金法（昭和二十二年法律第百四十四号）により設立された郵便貯金振興会（日本郵政公社法施行法附則第六条第一項に規定する時までの間におけるものに限る。） 七十六～百三　（略） 2　（略）

（関係政令の一部改正及び経過措置）

（連合会役職員の取扱い）

第四十五条の二　（略）

２　連合会役職員について法の規定を適用する場合においては、法第四章中「公務」とあるのは「業務」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

法第五条第一項	各省各庁の長（第八条第一項に規定する各省各庁の長をいう。）
	国家公務員共済組合連合会の理事長（以下第十二条までにおいて「理事長」という。）
法第八条第一項	衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、各省大臣（環境大臣を除く。）、最高裁判所長官及び会計検査院長（第三条第二項第一号、第三号又は第四号に掲げる職員をもつて組織する組合にあつては、第十二条及び第百二条を除き、それぞれ防衛庁長官、社会保険庁長官又は林野庁長官とし、以下「各省各庁の長」という。）は、それぞれその各省各庁の所属の職員及び当該各省各庁の所管する特定独立行政法人の職員
	理事長は、第百二十六条第一項に規定する連合会役職員

（連合会役職員の取扱い）

第四十五条の二　（略）

２　連合会役職員について法の規定を適用する場合においては、法第四章中「公務」とあるのは「業務」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

法第五条第一項	各省各庁の長（第八条第一項に規定する各省各庁の長をいう。）又は公社の総裁
	国家公務員共済組合連合会の理事長（以下第十二条までにおいて「理事長」という。）
法第八条第一項	衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、各省大臣（環境大臣を除く。）、最高裁判所長官及び会計検査院長（第三条第二項第一号、第三号又は第四号に掲げる職員をもつて組織する組合にあつては、第十二条及び第百二条を除き、それぞれ防衛庁長官、社会保険庁長官又は林野庁長官とし、以下「各省各庁の長」という。）又は公社の総裁は、それぞれその各省各庁の所属の職員及び当該各省各庁の所管する特定独立行政法人の職員又は公社の所属の職
	理事長は、第百二十六条第一項に規定する連合会役職員

（関係政令の一部改正及び経過措置）

法第八条第二項	各省各庁の長	理事長
法第十二条第一項	各省各庁の長又は特定独立行政法人の長	理事長
	その所属の職員その他国又は特定独立行政法人に使用される者	国家公務員共済組合連合会の役員及び国家公務員共済組合連合会に使用される者
（略）	（略）	（略）
法第九十九条第二項	国	連合会
（略）	（略）	（略）
法第九十九条第五項	負担金及び国	負担金及び連合会
法第百二条第一項	各省各庁の長（環境大臣を含む。）、特定独立行政法人	連合会
	国、特定独立行政法人	連合会
法第百二条第四項	国、特定独立行政法人	連合会
法第百二十六条の五第二項	国	連合会

3　前項の場合における第十一条の十第七項及び第十三条の規定の適用については、同項中「各省各庁の長（法第八条第一項に規定する各省各庁の長をいう。）」とあるのは「連合会の理事長」と、同条中「国、特定独立行政法人」とあるのは「連合会」とする

法第八条第二項	各省各庁の長及び公社の総裁	理事長
法第十二条第一項	各省各庁の長、特定独立行政法人の長又は公社の総裁	理事長
	その所属の職員その他国、特定独立行政法人又は公社に使用される者	国家公務員共済組合連合会の役員及び国家公務員共済組合連合会に使用される者
（略）	（略）	（略）
法第九十九条第二項	国又は公社	連合会
（略）	（略）	（略）
法第九十九条第五項	負担金及び国又は公社	負担金及び連合会
法第百二条第一項	各省各庁の長（環境大臣を含む。）、特定独立行政法人、公社	連合会
	国、特定独立行政法人、公社	連合会
法第百二条第四項	国、特定独立行政法人、公社	連合会
法第百二十六条の五第二項	国又は公社	連合会

3　前項の場合における第十一条の十第七項及び第十三条の規定の適用については、同項中「各省各庁の長（法第八条第一項に規定する各省各庁の長をいう。）又は公社の総裁」とあるのは「連合会の理事長」と、同条中「国、特定独立行政法人、公社」とある

。

（費用の負担の特例）

第五十条　任意継続組合員の存する組合に係る法第九十九条第一項及び第二項の規定の適用については、同条第一項中「職員」とあるのは「職員（第百二十六条の五第二項に規定する任意継続組合員（次項において「任意継続組合員」という。）を含む。）」と、同項第一号中「掛金」とあるのは「掛金（第百二十六条の五第二項に規定する任意継続掛金（次号及び次項において「任意継続掛金」という。）を含む。）」と、同項第二号中「掛金」とあるのは「掛金（任意継続掛金を含む。）」と、同条第二項中「組合員の掛金」とあるのは「組合員の掛金（任意継続掛金を含む。）」と、同項第一号、第一号の二及び第四号中「掛金百分の五十、国の負担金百分の五十」とあるのは「掛金百分の五十、国の負担金百分の五十（任意継続組合員に係るものにあつては、任意継続掛金百分の百）」とする。

附　則

（特例退職組合員に係る費用の負担の特例）

第六条の二の二　特定共済組合に係る法第九十九条第一項及び第二項の規定の適用については、同条第一項中「職員」とあるのは「職員（第一号に規定する費用については、附則第十二条第三項に規定する特例退職組合員（次項において「特例退職組合員」という。）を含む。）」と、同項第一号中「掛金」とあるのは「掛金（附則第十二条第六項に規定する定款で定める金額（次号及び次項において「特例退職掛金」という。）を含む。）」と、同項第二号中「掛金」とあるのは「掛金（特例退職掛金を含む。）」と、同条第二項中「組合員の掛金」とあるのは「組合員の掛金（特例退職掛金を含む。）」と、同項第一号及び第一号の二中「掛金

のは「連合会」とする。

（費用の負担の特例）

第五十条　任意継続組合員の存する組合に係る法第九十九条第一項及び第二項の規定の適用については、同条第一項中「職員」とあるのは「職員（第百二十六条の五第二項に規定する任意継続組合員（次項において「任意継続組合員」という。）を含む。）」と、同項第一号中「掛金」とあるのは「掛金（第百二十六条の五第二項に規定する任意継続掛金（次号及び次項において「任意継続掛金」という。）を含む。）」と、同項第二号中「掛金」とあるのは「掛金（任意継続掛金を含む。）」と、同条第二項中「組合員の掛金」とあるのは「組合員の掛金（任意継続掛金を含む。）」と、同項第一号、第一号の二及び第四号中「掛金百分の五十、国又は公社の負担金百分の五十」とあるのは「掛金百分の五十、国又は公社の負担金百分の五十（任意継続組合員に係るものにあつては、任意継続掛金百分の百）」とする。

附　則

（特例退職組合員に係る費用の負担の特例）

第六条の二の二　特定共済組合に係る法第九十九条第一項及び第二項の規定の適用については、同条第一項中「職員」とあるのは「職員（第一号に規定する費用については、附則第十二条第三項に規定する特例退職組合員（次項において「特例退職組合員」という。）を含む。）」と、同項第一号中「掛金」とあるのは「掛金（附則第十二条第六項に規定する定款で定める金額（次号及び次項において「特例退職掛金」という。）を含む。）」と、同項第二号中「掛金」とあるのは「掛金（特例退職掛金を含む。）」と、同条第二項中「組合員の掛金」とあるのは「組合員の掛金（特例退職掛金を含む。）」と、同項第一号及び第一号の二中「掛金

（関係政令の一部改正及び経過措置）

百分の五十、国の負担金百分の五十」とあるのは「掛金百分の五十、国の負担金百分の五十（特例退職組合員に係るものにあつては、特例退職掛金百分の百）」とする。 （短期給付に係る財政調整事業） 第八条　（略） 2～4　（略） 5　国、特定独立行政法人若しくは法第九十九条第五項に規定する職員団体、独立行政法人のうち法別表第三に掲げるもの若しくは国立大学法人等又は組合若しくは連合会（以下この項において「費用負担者」という。）は、毎月、組合に対し、前項の規定により当該組合が連合会に払い込むべき特別拠出金の額に、当該組合に係る同条第二項第一号に掲げる費用に充てるための負担金の合計額に対する当該費用負担者の負担金の割合を乗じて得た金額を払い込まなければならない。 6～10　（略） （経過措置に伴う追加費用の負担） 第二十八条　（略） 2　施行法第五十四条第一項の規定により独立行政法人造幣局、独立行政法人国立印刷局又は独立行政法人国立病院機構が毎事業年度負担すべき金額は、当分の間、連合会が当該事業年度においてその予算に当該負担すべき金額として計上した額とする。 3　（略） （郵便貯金銀行等の組織の再編成） 第三十四条の二　法附則第二十条の三第二項第四号ニ及び同項第五号ニに規定する政令で定める組織の再編成は、事業の全部若しくは一部の譲渡、合併又は会社分割の行為とする。	百分の五十、国又は公社の負担金百分の五十」とあるのは「掛金百分の五十、国又は公社の負担金百分の五十（特例退職組合員に係るものにあつては、特例退職掛金百分の百）」とする。 （短期給付に係る財政調整事業） 第八条　（略） 2～4　（略） 5　国、特定独立行政法人、公社若しくは法第九十九条第五項に規定する職員団体、独立行政法人のうち法別表第三に掲げるもの若しくは国立大学法人等又は組合若しくは連合会（以下この項において「費用負担者」という。）は、毎月、組合に対し、前項の規定により当該組合が連合会に払い込むべき特別拠出金の額に、当該組合に係る同条第二項第一号に掲げる費用に充てるための負担金の合計額に対する当該費用負担者の負担金の割合を乗じて得た金額を払い込まなければならない。 6～10　（略） （経過措置に伴う追加費用の負担） 第二十八条　（略） 2　施行法第五十四条第一項の規定により独立行政法人造幣局、独立行政法人国立印刷局若しくは独立行政法人国立病院機構又は公社が毎年度において負担すべき金額は、当分の間、連合会が当該事業年度においてその予算に当該負担すべき金額として計上した額とする。 3　（略） （組合の事務に要する費用の公社等の負担の特例） 第三十四条の二　法附則第二十条の三第一項に規定する政令で定める額は、法第九十九条第二項第五号（同条第六項及び第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に掲げる費用につい

て、公社に属する職員をもつて組織する組合又は独立行政法人若しくは国立大学法人等の職員である組合員が属する組合が、公社、独立行政法人又は国立大学法人等が平成十六年度において負担すべき額としてそれぞれの予算に計上した額とする。

2　法附則第二十条の三第一項の規定が適用される場合におけるこの政令の規定の適用については、第十二条第一項中「納付に要する費用」とあるのは「納付に要する費用並びに長期給付（基礎年金拠出金を含む。）及び福祉事業に係る事務以外の事務に要する費用（法附則第二十条の三第一項の規定による公社、独立行政法人又は国立大学法人等（以下「公社等」という。）の負担に係るものを除く。以下この項において「短期給付事務に要する費用」という。）」と、「納付額」とあるのは「納付額、短期給付事務に要する費用の額」と、同条第二項中「を含み、同条第二項第三号」とあるのは「及び平成十六年度における長期給付（基礎年金拠出金を含む。）に係る事務に要する費用（法附則第二十条の三第一項の規定による公社等の負担に係るものを除く。以下この項において「平成十六年度における長期給付事務に要する費用」という。）を含み、法第九十九条第二項第三号」と、「及び当該基礎年金拠出金」とあるのは「、当該基礎年金拠出金」と、「予想額」とあるのは「予想額及び平成十六年度における長期給付事務に要する費用の額」と、前条中「第十二条第二項中「を含み」とあるのは「及び年金保険者拠出金の納付に要する費用を含み」と、「及び当該基礎年金拠出金」とあるのは「並びに当該基礎年金拠出金及び年金保険者拠出金」」とあるのは「第十二条第一項中「基礎年金拠出金」とあるのは「基礎年金拠出金及び年金保険者拠出金」と、同条第二項中「平成十六年度における長期給付（基礎年金拠出金」とあるのは「年金保険者拠出金の納付に要する費用並びに平成十六年度における長期給付（基礎年金拠出金及び年金保険者拠出金」と、「当該基礎年金拠出金の納付に要する費用の予想額及び」とあるのは「当該基礎年金拠出金及び年金保険者

（関係政令の一部改正及び経過措置）

第三十四条の二の二　法附則第二十条の三第二項第四号ニに掲げる組織の再編成後の法人であつて同号の規定により財務大臣が定めたものが事業の全部若しくは一部の譲渡、合併又は会社分割を行つたときは、当該事業の全部若しくは一部を譲り受けた法人、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は会社分割により当該事業を承継した法人を同号ニに掲げる組織の再編成後の法人とみなして同号の規定を適用する。

2　前項の規定は、法附則第二十条の三第二項第五号ニに掲げる組織の再編成後の法人であつて同号の規定により財務大臣が定めたものについて準用する。

（郵政会社等役職員の取扱い等）

第三十四条の二の三　郵政会社等役職員（法附則第二十条の三第一項に規定する郵政会社等役職員をいう。第五項において同じ。）については、その受ける給与のうち一般職員の報酬に含まれる給与に相当するものとして日本郵政共済組合の運営規則で定める給与をもつて報酬とし、その受ける給与で報酬に該当しないもののうち一般職員の期末手当等に相当するものとして日本郵政共済組合の運営規則で定める給与をもつて期末手当等とする。

2　法附則第二十条の三第四項の規定により読み替えて適用する法第九十九条第三項（第一号を除く。）の規定により独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構（以下この条において「管理機構」という。）が毎年度において負担すべき金額は、当該事業年度において納付される基礎年金拠出金の額の二分の一に相当する額に当該事業年度におけるすべての組合の長期組合員の標準報酬の月額の合計額及び当該長期組合員の標準期末手当等の額の合計額の合算額に対する管理機構の職員である長期組合員の標準報酬の月額の合計額及び当該長期組合員の標準期末手当等の額の合計

拠出金の納付に要する費用の予想額並びに」」とする。

（新設）

（新設）

額の合算額の割合を乗じて得た金額とする。この場合において、第十二条の三第三項の規定の適用については、同項第一号中「定める金額」とあるのは、「定める金額及び附則第三十四条の二の三第二項に定める金額」とする。

3　管理機構は、法附則第二十条の三第四項の規定により読み替えて適用する法第九十九条第三項（第一号を除く。）の規定により負担すべき金額として連合会が当該事業年度においてその予算に計上した額を、当該事業年度における基礎年金拠出金の納付の状況を勘案して日本郵政共済組合に払い込むものとする。

4　前項の規定により管理機構が日本郵政共済組合に払い込んだ金額と法附則第二十条の三第四項の規定により読み替えて適用する法第九十九条第三項（第一号を除く。）の規定により当該事業年度において管理機構が負担すべき金額との調整は、当該事業年度の翌々年度までの連合会の予算に当該調整後の金額として計上した額をその予算に計上した事業年度において管理機構が払い込むことにより行うものとする。

5　前各項に定めるもののほか、郵政会社等役職員についてこの政令の規定を適用する場合においては、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第十一条の十第七項	各省各庁の長（法第八条第一項に規定する各省各庁の長をいう。）	各省各庁の長（法第八条第一項に規定する各省各庁の長をいう。）又は郵政会社等を代表する者（法附則第二十条の三第四項の規定により読み替えて適用する法第八条第一項に規定する郵政会社等を代表する者をい

第十三条	特定独立行政法人	う。）
附則第八条第五項	国立大学法人等	特定独立行政法人、郵政会社等
附則第二十八条第二項	又は独立行政法人国立病院機構	国立大学法人等若しくは郵政会社等
（適用法人の要件等） 第三十四条の二の四　法附則第二十条の七第一項に規定する法人は、同項の承認の際、次に掲げる要件のすべてに該当する法人とする。 一　新たに設立される法人で郵政会社等と密接な関係を有する業務を行うものと認められること。 二　法附則第二十条の七第一項に規定する承認を受けようとする法人（以下この項において「承認申請法人」という。）が株式会社であるときは当該承認申請法人の発行済株式の総数の三分の二以上に当たる株式が郵政会社等により保有されていると認められること又は承認申請法人が株式会社以外の法人であるときは当該承認申請法人が郵政会社等とこれに準ずる密接な関係にあると認められること。 三　郵政会社等に使用され、かつ、郵政会社等から給与を受ける者（郵政会社等の常勤の役員を含み、臨時に使用される者を除く。）又は適用法人（法附則第二十条の八第一項に規定する適用法人をいう。以下この号及び次条において同じ。）に使用され、かつ、当該適用法人から給与を受ける者（当該適用法人の常勤の役員を含み、臨時に使用される者を除く。）から引き続き承認申請法人に使用され、かつ、当該承認申請法人から給与を受ける者（当該承認申請法人の常勤の役員を含み、臨時に使用される者を除く。以下この号において同じ。）となるものの	若しくは独立行政法人国立病院機構又は日本郵政株式会社	（新設）

（関係政令の一部改正及び経過措置）

数が当該承認申請法人に使用され、かつ、当該承認申請法人から給与を受ける者の総数の四分の三以上になると認められること。

2　前項に掲げる要件のすべてに該当する法人を設立しようとする者で法附則第二十条の七第一項に規定する承認を受けようとするものは、財務省令で定めるところにより、財務省令で定める書類を添えて、財務大臣に申請しなければならない。

（適用法人に使用される者の報酬等）

第三十四条の二の五　適用法人に使用される者である日本郵政共済組合の組合員については、その受ける給与のうち一般職員の報酬に含まれる給与に相当するものとして日本郵政共済組合の運営規則で定める給与をもつて報酬とし、その受ける給与で報酬に該当しないもののうち一般職員の期末手当等に相当するものとして日本郵政共済組合の運営規則で定める給与をもつて期末手当等とする。

（新設）

（関係政令の一部改正及び経過措置）

（国家公務員共済組合法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第　　条　平成十九年度において第Ａ十四条の規定による改正後の国家公務員共済組合法施行令等の一部を改正する政令（平成十六年政令第二百八十六号）附則第八条の二第四項の規定により読み替えられた第Ａ八条の規定による改正後の国家公務員共済組合法施行令附則第三十四条の二の三第二項において読み替えて適用する同令第十二条の三第三項の規定により国が負担すべき金額は、同項第一号に定める金額から第Ａ十四条の規定による改正前の国家公務員共済組合法施行令等の一部を改正する政令附則第八条の二第四項において読み替えて適用する第Ａ八条の規定による改正前の国家公務員共済組合法施行令（次項において「旧国共済令」という。）第十二条の三第三項第五号に定める金額を控除した金額とする。

２　旧国共済令第十二条の五第五項において準用する同条第一項及び第二項の規定により旧公社（郵政民営化法第百六十六条第一項の規定による解散前の日本郵政公社をいう。以下同じ。）が日本郵政公社共済組合（整備法第六十六条の規定による改正前の国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）第三条第一項の規定により旧公社に属する職員（同法第二条第一項第一号に規定する職員をいう。）をもって組織された国家公務員共済組合をいう。以下同じ。）に払い込んだ金額が、旧公社が負担すべき金額を

超えるときは、その超える金額を翌々事業年度までに国家公務員共済組合連合会（旧国共済令第十二条の五第五項において準用する同条第一項の規定により払い込んだ金額にあっては、整備法第六十六条の規定による改正後の国家公務員共済組合法附則第二十条の四第一項に規定する日本郵政共済組合。以下この項において同じ。）が日本郵政株式会社に払い戻すものとし、旧公社が負担すべき金額に満たないときは、その満たない金額を翌々事業年度までに日本郵政株式会社が国家公務員共済組合連合会に払い込むものとする。

（関係政令の一部改正及び経過措置）

○国の利害に関係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律第七条第一項の公法人を定める政令（昭和三十七年政令第三百九十三号）の一部改正（第A九条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
国の利害に関係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律第七条第一項の政令で定める公法人は、沖縄振興開発金融公庫、企業年金連合会、危険物保安技術協会、軽自動車検査協会、健康保険組合、健康保険組合連合会、高圧ガス保安協会、広域臨海環境整備センター、公営企業金融公庫、厚生年金基金、港務局、小型船舶検査機構、国際協力銀行、国民健康保険組合、国民健康保険団体連合会、国民生活金融公庫、国民年金基金、国民年金基金連合会、国家公務員共済組合、国家公務員共済組合連合会、自動車安全運転センター、社会保険診療報酬支払基金、消防団員等公務災害補償等共済基金、水害予防組合、水害予防組合連合、石炭鉱業年金基金、全国市町村職員共済組合連合会、地方議会議員共済会、地方競馬全国協会、地方公務員共済組合、地方公務員共済組合連合会、地方公務員災害補償基金、地方住宅供給公社、地方道路公社、中小企業金融公庫、土地改良区、土地改良区連合、土地区画整理組合、日本小型自動車振興会、日本自転車振興会、日本司法支援センター、日本消防検定協会、日本私立学校振興・共済事業団、日本政策投資銀行、日本赤十字社、日本中央競馬会、日本電気計器検定所、農業共済組合、農業共済組合連合会及び農林漁業金融公庫とする。	国の利害に関係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律第七条第一項の政令で定める公法人は、沖縄振興開発金融公庫、企業年金連合会、危険物保安技術協会、軽自動車検査協会、健康保険組合、健康保険組合連合会、高圧ガス保安協会、広域臨海環境整備センター、公営企業金融公庫、厚生年金基金、港務局、小型船舶検査機構、国際協力銀行、国民健康保険組合、国民健康保険団体連合会、国民生活金融公庫、国民年金基金、国民年金基金連合会、国家公務員共済組合、国家公務員共済組合連合会、自動車安全運転センター、社会保険診療報酬支払基金、消防団員等公務災害補償等共済基金、水害予防組合、水害予防組合連合、石炭鉱業年金基金、全国市町村職員共済組合連合会、地方議会議員共済会、地方競馬全国協会、地方公務員共済組合、地方公務員共済組合連合会、地方公務員災害補償基金、地方住宅供給公社、地方道路公社、中小企業金融公庫、土地改良区、土地改良区連合、土地区画整理組合、日本小型自動車振興会、日本自転車振興会、日本司法支援センター、日本消防検定協会、日本私立学校振興・共済事業団、日本政策投資銀行、日本赤十字社、日本中央競馬会、日本電気計器検定所、日本郵政公社、農業共済組合、農業共済組合連合会及び農林漁業金融公庫とする。

（関係政令の一部改正及び経過措置）

（国の利害に関係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律第七条第一項の公法人を定める政令の一部改正に伴う経過措置）

第　　条　この政令の施行の際現に係属している旧公社の事務に関する訴訟であって各承継会社（郵政民営化法第六条第三項に規定する承継会社をいう。以下この条において同じ。）が受け継ぐもの及び旧公社の事務に関する訴訟であって施行日以後に承継会社を当事者として提起するもの又は承継会社を参加人とするものについては、第Ａ九条の規定による改正前の国の利害に関係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律第七条第一項の公法人を定める政令本則の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同令本則中「日本郵政公社」とあるのは、「郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）第六条第三項に規定する承継会社」とする。

（関係政令の一部改正及び経過措置）

○都市計画法施行令（昭和四十四年政令第百五十八号）の一部改正（第A十条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
（法第二十九条第一項第三号の政令で定める公益上必要な建築物） 第二十一条　法第二十九条第一項第三号の政令で定める公益上必要な建築物は、次に掲げるものとする。 一～十　（略） 十一　郵便事業株式会社が設置する郵便事業株式会社法（平成十七年法律第九十九号）第三条第一項第一号に掲げる業務の用に供する施設である建築物 十二～二十九　（略）	（法第二十九条第一項第三号の政令で定める公益上必要な建築物） 第二十一条　（同上） 一～十　（略） 十一　郵便事業の用に供する施設である建築物 十二～二十九　（略）

（関係政令の一部改正及び経過措置）

○勤労者財産形成促進法施行令（昭和四十六年政令第三百三十二号）の一部改正（第Ａ十一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
（預貯金等の範囲） 第二条　法第六条第一項第一号の政令で定める預貯金は、前条第一号の金融機関が受け入れる預貯金（当座預金及び労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第十八条又は船員法（昭和二十二年法律第百号）第三十四条の規定により受け入れる貯蓄金を除く。）とする。 ２・３　（略） （法第六条第二項第二号ハの政令で定める金銭） 第十三条の十一　法第六条第二項第二号ハの政令で定める金銭は、次のとおりとする。 一　剰余金又は割戻金 二　死亡等給付金 三　郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第百二号）第二条の規定による廃止前の簡易生命保険法（昭和二十四年法律第六十八号）第六十九条の規定に基づき支払われる返戻金のうち被保険者の死亡の場合に支払われるもの 四　前三号に掲げるもののほか、厚生労働省令で定める金銭 （資金の調達） 第四十二条　勤労者財産形成貯蓄契約等を締結した金融機関等、生命保険会社等又は損害保険会社は、法第十一条に規定する資金の	（預貯金等の範囲） 第二条　法第六条第一項第一号の政令で定める預貯金は、前条第一号の金融機関が受け入れる預貯金（当座預金及び労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第十八条又は船員法（昭和二十二年法律第百号）第三十四条の規定により受け入れる貯蓄金を除く。）及び郵便貯金（郵便貯金法（昭和二十二年法律第百四十四号）第七条第一項第五号に規定する住宅積立郵便貯金を除く。）とする。 ２・３　（略） （法第六条第二項第二号ハの政令で定める金銭） 第十三条の十一　（同上） 一　（同上） 二　（同上） 三　簡易生命保険法（昭和二十四年法律第六十八号）第六十九条の規定に基づき支払われる返戻金のうち被保険者の死亡の場合に支払われるもの 四　（同上） （資金の調達） 第四十二条　（同上）

（関係政令の一部改正及び経過措置）

需要に応じて行われる当該資金の調達に係る協力を求められたときは、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額が当該各号に規定する日の属する年度の末日の属する年の前々年の九月三十日における同条に規定する預貯金等で当該金融機関等、生命保険会社等又は損害保険会社に係るものの残高の三分の一に相当する額に達するまでは、当該資金の調達に応じなければならない。 一　金融機関等（金融商品取引業者を除く。以下この号において同じ。）、生命保険会社等又は損害保険会社　次に掲げる額の合算額 イ　持家融資等のための借入金に係る当該金融機関等、生命保険会社等又は損害保険会社の貸付金の額の当該調達に応ずべき日における残高の合計額 ロ　当該金融機関等、生命保険会社等又は損害保険会社が当該調達に応ずべき日までに引き受けた雇用・能力開発債券等の発行価額の合計額から、当該雇用・能力開発債券等のうち同日までに償還があつたものの発行価額の合計額を控除した額 二　金融機関等（金融商品取引業者に限る。以下この号において同じ。）　当該金融機関等が当該調達に応ずべき日までに引き受けた雇用・能力開発債券等の発行価額の合計額から、当該雇用・能力開発債券等のうち同日までに償還があつたものの発行価額の合計額を控除した額	一　金融機関等（金融商品取引業者及び日本郵政公社を除く。以下この号において同じ。）、生命保険会社等（日本郵政公社を除く。以下この号において同じ。）又は損害保険会社　次に掲げる額の合算額 イ　（同上） ロ　（同上） 二　金融機関等（金融商品取引業者及び日本郵政公社に限る。以下この号において同じ。）又は生命保険会社等（日本郵政公社に限る。以下この号において同じ。）　当該金融機関等又は生命保険会社等が当該調達に応ずべき日までに引き受けた雇用・能力開発債券等（日本郵政公社については、日本郵政公社法施行法（平成十四年法律第九十八号）第五条の規定により日本郵政公社が承継した雇用・能力開発債券等を含む。以下この号において同じ。）の発行価額の合計額から、当該雇用・能力開発債券等のうち同日までに償還があつたものの発行価額の合計額を控除した額
2　（略）	2　（略）

（勤労者財産形成促進法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第　　条　施行日前に旧公社が旧公社法第二十四条第三項第四号に規定する郵便貯金資金で引き受けた勤労者財産形成促進法施行令第四十条第二号に規定する雇用・能力開発債券等（整備法第二条の規定による廃止前の日本郵政公社法施行法（平成十四年法律第九十八号）第五条の規定により旧公社が承継した雇用・能力開発債券等を含む。次項において同じ。）については、郵便貯金銀行（郵政民営化法第九十四条に規定する郵便貯金銀行をいう。）が引き受けたものとみなして第Ａ十一条の規定による改正後の勤労者財産形成促進法施行令第四十二条第一項の規定を適用する。

２　施行日前に旧公社が旧公社法第二十四条第三項第五号に規定する簡易生命保険資金でが引き受けた勤労者財産形成促進法施行令第四十条第二号に規定する雇用・能力開発債券等については、郵便保険会社（郵政民営化法第百二十六条に規定する郵便保険会社をいう。）が引き受けたものとみなして第Ａ十一条の規定による改正後の勤労者財産形成促進法施行令第四十二条第一項の規定を適用する。

（関係政令の一部改正及び経過措置）

○国土利用計画法施行令（昭和四十九年政令第三百八十七号）の一部改正（第Ａ十二条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
（法第十八条の政令で定める法人） 第十四条　法第十八条の政令で定める法人は、港務局、独立行政法人都市再生機構、独立行政法人緑資源機構、独立行政法人水資源機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、地方住宅供給公社、日本勤労者住宅協会、独立行政法人空港周辺整備機構、地方道路公社及び土地開発公社とする。	（法第十八条の政令で定める法人） 第十四条　法第十八条の政令で定める法人は、港務局、独立行政法人都市再生機構、独立行政法人緑資源機構、独立行政法人水資源機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、地方住宅供給公社、日本勤労者住宅協会、独立行政法人空港周辺整備機構、地方道路公社、土地開発公社及び日本郵政公社とする。

（関係政令の一部改正及び経過措置）

○特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行令（昭和五十三年政令第二百九十一号）の一部改正（第A十三条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
附則 第三条　特許庁長官は、法附則第二条第二項の規定により国際予備審査の請求件数の制限に係る件数を告示した場合において、当該制限に係る期間内における国際予備審査の請求件数がその告示した件数に達したときは、その旨を遅滞なく告示しなければならない。 2　出願人は、前項の規定による告示の日の翌日以後その日の属する年の十二月三十一日までの間は、法第十条第一項の規定にかかわらず、国際予備審査の請求をすることができない。ただし、当該告示の日の翌日以後に国際予備審査の請求書が郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号。以下「信書便法」という。）第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第二項に規定する信書便の役務であつて経済産業省令で定めるものにより特許庁に到達した場合において、その請求書を郵便事業株式会社の営業所であつて郵便窓口業務の委託等に関する法律（昭和二十四年法律第二百十三号）第二条に規定する郵便窓口業務を行うもの（同法第三条第一項若しくは第三項の規定による委託又は同法第四条の規定による再委託を受けた者の営業所を含む。）に差し出した日が当該告示の日以前であることを郵便物の受領証により証明したとき又はその郵便物若しくは信書便法第二条第三項に規定する信書便物の通信日付印により明瞭（りょう）に表示された日が当該告示の日以前であるときは、この限りでない。	附則 第三条　（同上） 2　出願人は、前項の規定による告示の日の翌日以後その日の属する年の十二月三十一日までの間は、法第十条第一項の規定にかかわらず、国際予備審査の請求をすることができない。ただし、当該告示の日の翌日以後に国際予備審査の請求書が郵便により特許庁に到達した場合において、その請求書を郵便局に差し出した日が当該告示の日以前であることを郵便物の受領証により証明したとき又はその郵便物の通信日付印により明りように表示された日が当該告示の日以前であるときは、この限りでない。

（関係政令の一部改正及び経過措置）

（特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置）

第　　条　施行日前にされた第Ａ十三条の規定による改正前の特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行令附則第三条第二項の規定による郵便局への差出しは、第Ａ十三条の規定による改正後の同項の規定の適用については、郵便事業株式会社の営業所であって郵便窓口業務の委託等に関する法律（昭和二十四年法律第二百十三号）第二条に規定する郵便窓口業務を行うもの（同法第三条第一項若しくは第三項の規定による委託又は同法第四条の規定による再委託を受けた者の営業所を含む。）への差出しとみなす。

（関係政令の一部改正及び経過措置）

○国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（昭和六十一年政令第五十六号）の一部改正（第A十四条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
（長期給付に要する費用に対する国等の負担） 第六十八条の二　昭和六十年改正法附則第三十一条第一項第一号に掲げる額のうち同項の規定により国等（共済法第九十九条第三項（同法附則第二十条の三第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する国等をいう。次項において同じ。）が毎年度において負担すべき金額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。 一～四　（略） 五　独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構　当該年度における昭和六十年改正法附則第三十一条第一項第一号の規定による負担すべき額に当該事業年度におけるすべての組合の長期組合員の標準報酬の月額の合計額及び当該長期組合員の標準期末手当等の額の合計額の合算額に対する独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構の職員である長期組合員の標準報酬の月額の合計額及び当該長期組合員の標準期末手当等の額の合計額の合算額の割合を乗じて得た金額 2　（略） （国等の負担する費用の組合等への払込み） 第六十九条　国は、予算で定めるところにより、昭和六十年改正法附則第三十一条第一項（他の法令によりその例によることとされる場合を含む。次項において同じ。）の規定により負担すべき金額を、当該事業年度における長期給付の支払状況を勘案して組合に払い込むものとする。	（長期給付に要する費用に対する国等の負担） 第六十八条の二　昭和六十年改正法附則第三十一条第一項第一号に掲げる額のうち同項の規定により国等（共済法第九十九条第三項に規定する国等をいう。次項において同じ。）が毎年度において負担すべき金額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。 一～四　（略） 五　日本郵政公社　当該年度における昭和六十年改正法附則第三十一条第一項第一号の規定による負担すべき額に当該事業年度におけるすべての組合の長期組合員の標準報酬の月額の合計額及び当該長期組合員の標準期末手当等の額の合計額の合算額に対する日本郵政公社に属する職員をもつて組織する組合の長期組合員の標準報酬の月額の合計額及び当該長期組合員の標準期末手当等の額の合計額の合算額の割合を乗じて得た金額 2　（略） （国等の負担する費用の組合等への払込み） 第六十九条　（同上）

（関係政令の一部改正及び経過措置）

2　前項の規定により国が組合に払い込んだ金額と昭和六十年改正法附則第三十一条第一項の規定により国が負担すべき金額との調整は、当該事業年度の翌々年度までの国の予算により行うものとする。	2　（同上）
3　組合は、第一項に規定する金額の払込みがあるごとに、当該金額を直ちに連合会に払い込まなければならない。	3　（同上）
4　前三項の規定は、独立行政法人造幣局、独立行政法人国立印刷局、独立行政法人国立病院機構又は独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構について準用する。この場合において、第一項中「予算で定めるところにより、昭和六十年改正法」とあるのは「昭和六十年改正法」と、「負担すべき金額」とあるのは「負担すべき金額として連合会が当該事業年度においてその予算に計上した額」と、「組合」とあるのは「独立行政法人造幣局、独立行政法人国立印刷局、独立行政法人国立病院機構又は独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構の職員である組合員が属する組合」と、第二項中「組合」とあるのは「前項に規定する組合」と、「国の予算」とあるのは「連合会の予算に当該調整後の金額として計上した額をその予算に計上した事業年度において独立行政法人造幣局、独立行政法人国立印刷局、独立行政法人国立病院機構又は独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構が払い込むこと」と、前項中「組合は、第一項」とあるのは「第一項に規定する組合は、同項」と読み替えるものとする。	4　前三項の規定は、独立行政法人造幣局、独立行政法人国立印刷局又は独立行政法人国立病院機構について準用する。この場合において、第一項中「予算で定めるところにより、昭和六十年改正法」と、「負担すべき金額」とあるのは「負担すべき金額として連合会が当該事業年度においてその予算に計上した額」と、「組合」とあるのは「独立行政法人造幣局、独立行政法人国立印刷局又は独立行政法人国立病院機構の職員である組合員が属する組合」と、第二項中「組合」とあるのは「前項に規定する組合」と、「国の予算」とあるのは「連合会の予算に当該調整後の金額として計上した額をその予算に計上した事業年度において独立行政法人造幣局、独立行政法人国立印刷局又は独立行政法人国立病院機構が払い込むこと」と、前項中「組合は、第一項」とあるのは「第一項に規定する組合は、同項」と読み替えるものとする。
（削る）	5　第一項から第三項までの規定は、日本郵政公社について準用する。この場合において、第一項中「予算で定めるところにより、昭和六十年改正法」とあるのは「昭和六十年改正法」と、「負担すべき金額」とあるのは「負担すべき金額として連合会が当該事業年度においてその予算に計上した額」と、「組合」とあるのは「日本郵政公社に属する職員をもつて組織する組合（以下この条において「公社組合」という。）」と、第二項中「組合」とあるのは「公社組合」と、「国の予算」とあるのは「連合会の予算に

（関係政令の一部改正及び経過措置）

当該調整後の金額として計上した額をその予算に計上した事業年度において日本郵政公社が払い込むこと」と、第三項中「組合」とあるのは「公社組合」と読み替えるものとする。

（関係政令の一部改正及び経過措置）

（国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部改正に伴う経過措置）

第　　条　平成十九年度において第Ａ十四条の規定による改正後の国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令第六十八条の二第一項の規定により国が負担すべき金額は、同項第一号に定める金額から第Ａ十四条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（次項において「旧昭和六十一年経過令」という。）第六十八条の二第一項第五号に定める金額を控除した金額とする。

２　旧昭和六十一年経過令第六十九条第五項の規定により旧公社が日本郵政公社共済組合に払い込んだ金額が、旧公社が負担すべき金額を超えるときは、その超える金額を翌々事業年度までに国家公務員共済組合連合会が日本郵政株式会社に払い戻すものとし、旧公社が負担すべき金額に満たないときは、その満たない金額を翌々事業年度までに日本郵政株式会社が国家公務員共済組合連合会に払い込むものとする。

（関係政令の一部改正及び経過措置）

○前払式証票の規制等に関する法律施行令（平成二年政令第百九十三号）の一部改正（第Ａ十五条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
（適用除外） 第四条　法第三条第二号に規定する政令で定める法人は、次に掲げる法人とする。 一　（削る） 二　日本中央競馬会及び日本放送協会 三　港務局及び地方道路公社	（適用除外） 第四条　（同上） 一　日本郵政公社 二　（同上） 三　（同上）

○保険業法施行令（平成七年政令第四百二十五号）の一部改正（第Ａ十六条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
（保険契約者保護機構が保険業を行う場合の他の法令の適用関係） 第三十七条の四の五　法第二百七十条の六第三項に規定する政令で定める法令は、臨時金利調整法（昭和二十二年法律第百八十一号）、消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）、損害保険料率算出団体に関する法律（昭和二十三年法律第百九十三号）、相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）、船主相互保険組合法（昭和二十五年法律第百七十七号）、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）、税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和二十九年法律第百九十五号）、住宅融資保険法（昭和三十年法律第六十三号）、自動車損害賠償保障法（昭和三十年法律第九十七号）、準備預金制度に関する法律（昭和三十二年法律第百三十五号）、国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）、原子力損害の賠償に関する法律、所得税法（昭和四十年法律第三十三号）、地震保険に関する法律（昭和四十一年法律第七十三号）、印紙税法（昭和四十二年法律第二十三号）、勤労者財産形成促進法（昭和四十六年法律第九十二号）、船舶油濁損害賠償保障法（昭和五十年法律第九十五号）、確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号）、予算決算及び会計令（昭和二十二年勅令第百六十五号）、中小企業信用保険法施行令（昭和二十五年政令第三百五十号）、漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号）、公認会計士法施行令（昭和二十七年政令第三百四十三号）、貿易保険法施行令、関税法施	（保険契約者保護機構が保険業を行う場合の他の法令の適用関係） 第三十七条の四の五　法第二百七十条の六第三項に規定する政令で定める法令は、臨時金利調整法（昭和二十二年法律第百八十一号）、消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）、損害保険料率算出団体に関する法律（昭和二十三年法律第百九十三号）、相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）、船主相互保険組合法（昭和二十五年法律第百七十七号）、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）、税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和二十九年法律第百九十五号）、住宅融資保険法（昭和三十年法律第六十三号）、自動車損害賠償保障法（昭和三十年法律第九十七号）、準備預金制度に関する法律（昭和三十二年法律第百三十五号）、国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）、原子力損害の賠償に関する法律、所得税法（昭和四十年法律第三十三号）、地震保険に関する法律（昭和四十一年法律第七十三号）、印紙税法（昭和四十二年法律第二十三号）、勤労者財産形成促進法（昭和四十六年法律第九十二号）、船舶油濁損害賠償保障法（昭和五十年法律第九十五号）、確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号）、予算決算及び会計令（昭和二十二年勅令第百六十五号）、中小企業信用保険法施行令（昭和二十五年政令第三百五十号）、漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号）、公認会計士法施行令（昭和二十七年政令第三百四十三号）、貿易保険法施行令、関税法施

行令（昭和二十九年政令第百五十号）、自動車損害賠償保障法施行令（昭和三十年政令第二百八十六号）、自動車損害賠償保障事業賦課金等の金額を定める政令（昭和三十年政令第三百十六号）、租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）、割賦販売法施行令（昭和三十六年政令第三百四十一号）、所得税法施行令（昭和四十年政令第九十六号）、法人税法施行令（昭和四十年政令第九十七号）、金融商品取引法施行令、地震保険に関する法律施行令（昭和四十一年政令第百六十四号）、印紙税法施行令（昭和四十二年政令第百八号）、外航船舶建造融資利子補給臨時措置法施行令（昭和四十四年政令第百九十五号）、船舶油濁損害賠償保障法施行令、国際協力銀行法施行令（平成十一年政令第二百六十六号）、船舶の所有者等の責任の制限に関する法律施行令、国家公務員共済組合及び国家公務員共済組合連合会が行う国家公務員等の財産形成事業に関する政令（昭和五十二年政令第百九十九号）、地方公務員共済組合等が行う地方公務員等の財産形成事業に関する政令（昭和五十三年政令第二十五号）、前払式証票の規制等に関する法律施行令（平成二年政令第百九十三号）、ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律施行令、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令、疑わしい取引の届出に関する政令及び信託業法施行令とし、臨時金利調整法第一条第一項、消防法第三十三条、相続税法第五十九条第一項第一号、税理士法第五条第一項第一号ハ、漁船損害等補償法第百十二条第七項、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律第三条、住宅融資保険法第二条第三号、船舶油濁損害賠償保障法第十四条第二項及び第三十九条の五第二項、予算決算及び会計令第七十七条第一号及び第百条の三第一号及び第二号、中小企業信用保険法施行令第一条の二第十四号、漁船損害等補償法施行令第二十四条、公認会計士法施行令第二条第一項第二号、関税法施行令第六十二条の七第一項及び第六十二条の二十一第一項、自動車損害賠償保障法施行令、自動車損害賠償保障事業賦課金等の金額を定め

行令（昭和二十九年政令第百五十号）、自動車損害賠償保障法施行令（昭和三十年政令第二百八十六号）、自動車損害賠償保障事業賦課金等の金額を定める政令（昭和三十年政令第三百十六号）、租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）、割賦販売法施行令（昭和三十六年政令第三百四十一号）、所得税法施行令（昭和四十年政令第九十六号）、法人税法施行令（昭和四十年政令第九十七号）、金融商品取引法施行令、地震保険に関する法律施行令（昭和四十一年政令第百六十四号）、印紙税法施行令（昭和四十二年政令第百八号）、外航船舶建造融資利子補給臨時措置法施行令（昭和四十四年政令第百九十五号）、船舶油濁損害賠償保障法施行令、国際協力銀行法施行令（平成十一年政令第二百六十六号）、船舶の所有者等の責任の制限に関する法律施行令、国家公務員共済組合及び国家公務員共済組合連合会が行う国家公務員等の財産形成事業に関する政令（昭和五十二年政令第百九十九号）、地方公務員共済組合等が行う地方公務員等の財産形成事業に関する政令（昭和五十三年政令第二十五号）、前払式証票の規制等に関する法律施行令（平成二年政令第百九十三号）、ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律施行令、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令、疑わしい取引の届出に関する政令及び信託業法施行令とし、臨時金利調整法第一条第一項、消防法第三十三条、相続税法第五十九条第一項第一号、税理士法第五条第一項第一号ハ、漁船損害等補償法第百十二条第七項、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律第三条、住宅融資保険法第二条第三号、船舶油濁損害賠償保障法第十四条第二項及び第三十九条の五第二項、予算決算及び会計令第七十七条第一号及び第百条の三第一号及び第二号、中小企業信用保険法施行令第一条の二第十四号、漁船損害等補償法施行令第二十四条、公認会計士法施行令第二条第一項第二号、関税法施行令第六十二条の七第一項及び第六十二条の二十一第一項、自動車損害賠償保障法施行令、自動車損害賠償保障事業賦課金等の金額を定め

（関係政令の一部改正及び経過措置）

る政令第一条、割賦販売法施行令第四条の二、金融商品取引法施行令第一条の九第一号（金融商品取引法第二十七条の二十八第三項に係るものに限る。）及び第十五条の十三、印紙税法施行令第二十二条第二号、外航船舶建造融資利子補給臨時措置法施行令第一条第三号、国際協力銀行法施行令第一条、船舶の所有者等の責任の制限に関する法律施行令第六号、前払式証票の規制等に関する法律施行令第九条第二項第一号、ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律施行令第二条、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令第五条、疑わしい取引の届出に関する政令第一条第二項並びに信託業法施行令第十条の規定の適用については保険契約者保護機構を保険会社とみなし、損害保険料率算出団体に関する法律第二条第二項、地方税法第三十四条第一項第五号及び第八項並びに第三百十四条の二第一項第五号及び第八項、厚生年金保険法第百三十条第五項及び第百五十九条第七項、準備預金制度に関する法律第二条第一項第七号、国民年金法第百二十八条第五項及び第百三十七条の十五第六項、所得税法第七十六条第三項第一号及び第四号並びに第七十七条第二項第三号、印紙税法別表第三、勤労者財産形成促進法第六条、第六条の二及び第十二条、確定給付企業年金法第九十三条、租税特別措置法施行令第三十九条の三十六、所得税法施行令第七十六条第二項第一号、法人税法施行令附則第十六条第一項、第十七条及び第十八条、国家公務員共済組合及び国家公務員共済組合連合会が行う国家公務員等の財産形成事業に関する政令第四条並びに地方公務員共済組合等が行う地方公務員等の財産形成事業に関する政令第四条の規定の適用については生命保険契約者保護機構を生命保険会社とみなし、損害保険料率算出団体に関する法律第二条第一項第四号、第三条第一項及び第二項、第六条、第七条並びに第十条第一項、船主相互保険組合法第八条、地方税法第三十四条第一項第五号及び第八項並びに第三百十四条の二第一項第五号及び第八項、自動車損害賠償保障法、原子力損害の賠償に関する法律第八条、所得税法第	る政令第一条、割賦販売法施行令第四条の二、金融商品取引法施行令第一条の九第一号（金融商品取引法第二十七条の二十八第三項に係るものに限る。）及び第十五条の十三、印紙税法施行令第二十二条第二号、外航船舶建造融資利子補給臨時措置法施行令第一条第三号、国際協力銀行法施行令第一条、船舶の所有者等の責任の制限に関する法律施行令第六号、前払式証票の規制等に関する法律施行令第九条第二項第一号、ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律施行令第二条、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令第五条、疑わしい取引の届出に関する政令第一条第二項並びに信託業法施行令第十条の規定の適用については保険契約者保護機構を保険会社とみなし、損害保険料率算出団体に関する法律第二条第二項、地方税法第三十四条第一項第五号及び第八項並びに第三百十四条の二第一項第五号及び第八項、厚生年金保険法第百三十条第五項及び第百五十九条第七項、準備預金制度に関する法律第二条第一項第八号、国民年金法第百二十八条第五項及び第百三十七条の十五第六項、所得税法第七十六条第三項第一号及び第四号並びに第七十七条第二項第三号、印紙税法別表第三、勤労者財産形成促進法第六条、第六条の二及び第十二条、確定給付企業年金法第九十三条、租税特別措置法施行令第三十九条の三十六、所得税法施行令第七十六条第二項第一号、法人税法施行令附則第十六条第一項、第十七条及び第十八条、国家公務員共済組合及び国家公務員共済組合連合会が行う国家公務員等の財産形成事業に関する政令第四条並びに地方公務員共済組合等が行う地方公務員等の財産形成事業に関する政令第四条の規定の適用については生命保険契約者保護機構を生命保険会社とみなし、損害保険料率算出団体に関する法律第二条第一項第四号、第三条第一項及び第二項、第六条、第七条並びに第十条第一項、船主相互保険組合法第八条、地方税法第三十四条第一項第五号及び第八項並びに第三百十四条の二第一項第五号及び第八項、自動車損害賠償保障法、原子力損害の賠償に関する法律第八条、所得税法第

七十六条第三項第四号並びに第七十七条第二項第一号及び第三号、地震保険に関する法律、印紙税法別表第三、勤労者財産形成促進法第六条、第六条の二及び第十二条、貿易保険法施行令第二十五条、地震保険に関する法律施行令第三条、船舶油濁損害賠償保障法施行令第二条第一項第三号及び第二項第一号（同条第一項第三号に係る部分に限る。）、国家公務員共済組合及び国家公務員共済組合連合会が行う国家公務員等の財産形成事業に関する政令第四条並びに地方公務員共済組合等が行う地方公務員等の財産形成事業に関する政令第四条の規定の適用については損害保険契約者保護機構を損害保険会社とみなす。

（保険募集人等に関する権限の財務局長等への委任）

第四十七条の三　長官権限のうち次に掲げるものは、特定保険募集人（法第二百七十六条に規定する特定保険募集人をいう。以下この項及び第四項において同じ。）の主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長）に委任するものとする。ただし、第七号に掲げる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

一　法第百二十七条第一項第八号、第二百九条第九号、第二百三十四条第八号及び第二百七十二条の二十一第一項第六号の規定による届出（特定保険募集人又はその役員若しくは使用人に関するものに限る。）のうち内閣府令で定めるものの受理

二　法第二百七十六条、第二百七十八条第一項及び第二百八十条第二項の規定による登録並びに法第二百七十九条第一項の規定による登録の拒否

三　法第二百七十七条第一項の規定による登録申請書の受理並びに法第二百八十条第一項及び第三百二条の規定による届出の受理

七十六条第三項第四号並びに第七十七条第二項第一号及び第三号、地震保険に関する法律、印紙税法別表第三、勤労者財産形成促進法第六条、第六条の二及び第十二条、貿易保険法施行令第二十五条、地震保険に関する法律施行令第三条、船舶油濁損害賠償保障法施行令第二条第一項第三号及び第二項第一号（同条第一項第三号に係る部分に限る。）、国家公務員共済組合及び国家公務員共済組合連合会が行う国家公務員等の財産形成事業に関する政令第四条並びに地方公務員共済組合等が行う地方公務員等の財産形成事業に関する政令第四条の規定の適用については損害保険契約者保護機構を損害保険会社とみなす。

（保険募集人等に関する権限の財務局長等への委任）

第四十七条の三　（同上）

一　（同上）

二　（同上）

三　法第二百七十七条第一項の規定による登録申請書の受理並びに法第二百八十条第一項及び第三百二条の規定による届出の受理（日本郵政公社による原動機付自転車等責任保険募集の取扱いに関する法律（平成十二年法律第六十九号）第五条第二項後

四　法第二百七十八条第一項の規定による生命保険募集人登録簿、損害保険代理店登録簿及び少額短期保険募集人登録簿の備付け

五　法第二百七十八条第二項、第二百七十九条第二項及び第四項、第二百八十条第二項並びに第三百八条第二項の規定による通知

六　法第二百七十九条第二項の規定による出頭の要求、証拠の提出の機会の付与及び意見の聴取

七　法第三百五条の規定による報告及び資料の提出の命令並びに立入検査及び質問

八　法第三百六条の規定による命令

九　法第三百七条第一項の規定による登録の取消し及び業務の全部又は一部の停止の命令

十　法第三百七条第二項の規定による公告及び登録の取消し

十一　法第三百八条第一項の規定による登録の抹消

（削る）

2　長官権限のうち次に掲げるものは、保険仲立人の主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長）に委任するものとする。ただし、第十号に掲げる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

一～十四　（略）

3　第一項第一号及び第七号並びに前項第十号に掲げる権限で特定保険募集人又は保険仲立人（以下この項及び次項において「特定段の規定により損害保険代理店とみなされる日本郵政公社（次項において「公社」という。）に係るものを除く。）

四　（同上）

五　（同上）

六　（同上）

七　（同上）

八　（同上）

九　（同上）

十　（同上）

十一　（同上）

2　長官権限のうち公社に係る法第三百二条の規定による届出の受理は、当該届出に係る役員又は使用人の所属する公社の事務所その他の事業所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長）に委任するものとする。

3　（同上）

一～十四　（略）

4　（同上）

（関係政令の一部改正及び経過措置）

保険募集人等」という。）の主たる事務所以外の事務所（以下この項及び次項において「従たる事務所」という。）に関するものについては、第一項及び前項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該特定保険募集人等の当該従たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長）も行うことができる。 4　前項の規定により、特定保険募集人等の従たる事務所に対して報告若しくは資料の提出の求め又は立入検査若しくは質問（以下この項において「検査等」という。）を行った財務局長又は福岡財務支局長は、当該特定保険募集人等の主たる事務所又は当該従たる事務所以外の従たる事務所に対して検査等の必要を認めたときは、当該主たる事務所又は当該従たる事務所以外の従たる事務所に対し、検査等を行うことができる。 5　前各項の規定は、第一項各号に掲げる長官権限及び第二項各号に掲げる長官権限のうち金融庁長官の指定するものについては、適用しない。 6　金融庁長官は、前項の指定をした場合には、その旨を官報で告示するものとする。これを廃止し、又は変更したときも、同様とする。	5　（同上） 6　前各項の規定は、第一項各号に掲げる長官権限、第二項に規定する長官権限及び第三項各号に掲げる長官権限のうち金融庁長官の指定するものについては、適用しない。 7　（同上）

（関係政令の一部改正及び経過措置）

○建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令（平成七年政令第四百二十九号）の一部改正（第A十七条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
（多数の者が利用する特定建築物の要件） 第二条　法第六条第一号の政令で定める建築物は、次に掲げるものとする。 一～十七　（略） 十八　保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物 2　（略） （所管行政庁による指示の対象となる特定建築物の要件） 第五条　法第七条第二項の政令で定める特定建築物は、次に掲げるものとする。 一～十五　（略） 十六　保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物 十七～十九　（略） 2　（略）	（多数の者が利用する特定建築物の要件） 第二条　（同上） 一～十七　（略） 十八　郵便局、保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物 2　（略） （所管行政庁による指示の対象となる特定建築物の要件） 第五条　（同上） 一～十五　（略） 十六　郵便局、保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物 十七～十九　（略） 2　（略）

（関係政令の一部改正及び経過措置）

（罰則に関する経過措置）

第　　条　この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（関係政令の一部改正及び経過措置）

○厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成九年政令第八十五号）の一部改正（第Ａ十八条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
（改正前国共済法による年金たる給付の支給等に関する規定の技術的読替え） 第二十三条　（略） ２・３　（略） ４　平成八年改正法附則第十六条第一項に規定する年金たる給付については、平成九年改正政令第二条の規定による改正後の国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号。第十一条の七の八及び第十一条の九を除く。）の長期給付に関する規定を適用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。 （略） 第十一条の十第七項 （略） ５～10　（略）	（改正前国共済法による年金たる給付の支給等に関する規定の技術的読替え） 第二十三条　（略） ２・３　（略） ４　（同上） （略） 第十一条の十第七項 （略） ５～10　（略）

（略）	（略）	（略）
（略）	各省各庁の長（法第八条第一項に規定する各省各庁の長をいう。）	社会保険庁長官
（略）	割合を連合会に通知したときは、その割合に	割合に
（略）	（略）	（略）

（略）	（略）	（略）
（略）	各省各庁の長（法第八条第一項に規定する各省各庁の長をいう。）又は公社の総裁	社会保険庁長官
（略）	割合を連合会に通知したときは、その割合に	割合に
（略）	（略）	（略）

（関係政令の一部改正及び経過措置）

○厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成九年政令第八十六号）の一部改正（第Ａ十九条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
（存続組合が支給する特例年金給付及び特例一時金給付に関する国共済法等の規定の技術的読替え等） 第十二条　（略） ２　平成八年改正法附則第三十三条第一項の規定により適用するものとされた同項に規定する国共済法等の規定を適用する場合には、国家公務員共済組合法施行令及び国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の長期給付に関する規定を適用する。この場合において、次の表の第一欄に掲げる政令の同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句に読み替えるものとする。	（存続組合が支給する特例年金給付及び特例一時金給付に関する国共済法等の規定の技術的読替え等） 第十二条　（略） ２　（同上）

国家公務員共済組合法施行令			
（略）	（略）	（略）	（略）
第十一条の十第七項	各省各庁の長（法第八条第一項に規定する各省各庁の長をいう。）	会社等（平成八年改正法附則第五十四条第一項第一号に規定する会社等をいう。）を代表する者	存続組合（平成八年改正法附則第三十二条第二項に規定する存続組合をいう。）
	連合会		
（略）	（略）	（略）	（略）

国家公務員共済組合法施行令			
（略）	（略）	（略）	（略）
第十一条の十第七項	各省各庁の長（法第八条第一項に規定する各省各庁の長をいう。）又は公社の総裁	会社等（平成八年改正法附則第五十四条第一項第一号に規定する会社等をいう。）を代表する者	存続組合（平成八年改正法附則第三十二条第二項に規定する存続組合をいう。）
	連合会		
（略）	（略）	（略）	（略）

（関係政令の一部改正及び経過措置）

3～8　（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
3～8　（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

（関係政令の一部改正及び経過措置）

○疑わしい取引の届出に関する政令（平成十一年政令第三百八十九号）の一部改正（第Ａ二十条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
（金融機関等の範囲） 第一条　組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（以下「法」という。）第五十四条第一項に規定する政令で定める金融機関は、銀行、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、信用協同組合、信用協同組合連合会、農業協同組合、農業協同組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会、農林中央金庫及び商工組合中央金庫とする。 ２　法第五十四条第一項に規定するその他政令で定める者は、保険会社、保険業法（平成七年法律第百五号）第二条第七項に規定する外国保険会社等、同条第十八項に規定する少額短期保険業者、金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第九項に規定する金融商品取引業者（次条において「金融商品取引業者」という。）、同法第二条第三十項に規定する証券金融会社、同法第六十三条第三項に規定する特例業務届出者（次条において「特例業務届出者」という。）、共済水産業協同組合連合会、信託会社、信託業法（平成十六年法律第百五十四号）第五十条の二第一項の登録を受けた者、無尽会社、不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第二条第五項に規定する不動産特定共同事業者（以下「不動産特定共同事業者」という。）、貸金業の規制等に関する法律（昭和五十八年法律第三十二号。以下「貸金業規制法」という。）第二条第二項に規定する貸金業者（以下「貸金業者」という。）、貸金業の規制等に関する法律施行令（昭和五十八年政令第百八十一号）第一条第三号に掲げる者、同条第四号に掲げる者（次条において「住宅金融会社」という。）、商品取引	（金融機関等の範囲） 第一条　組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（以下「法」という。）第五十四条第一項に規定する政令で定める金融機関は、銀行、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、信用協同組合、信用協同組合連合会、農業協同組合、農業協同組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会、日本郵政公社、農林中央金庫及び商工組合中央金庫とする。 ２　法第五十四条第一項に規定するその他政令で定める者は、保険会社、保険業法（平成七年法律第百五号）第二条第七項に規定する外国保険会社等、同条第十八項に規定する少額短期保険業者、金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第九項に規定する金融商品取引業者（次条において「金融商品取引業者」という。）、同法第二条第三十項に規定する証券金融会社、同法第六十三条第三項に規定する特例業務届出者（次条において「特例業務届出者」という。）、共済水産業協同組合連合会、信託会社、信託業法（平成十六年法律第百五十四号）第五十条の二第一項の登録を受けた者、無尽会社、不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第二条第五項に規定する不動産特定共同事業者（以下「不動産特定共同事業者」という。）、貸金業の規制等に関する法律（昭和五十八年法律第三十二号。以下「貸金業規制法」という。）第二条第二項に規定する貸金業者（以下「貸金業者」という。）、貸金業の規制等に関する法律施行令（昭和五十八年政令第百八十一号）第一条第三号に掲げる者、同条第四号に掲げる者（次条において「住宅金融会社」という。）、商品取引

（関係政令の一部改正及び経過措置）

所法（昭和二十五年法律第二百三十九号）第二条第十八項に規定する商品取引員（次条において「商品取引員」という。）、株券等の保管及び振替に関する法律（昭和五十九年法律第三十号）第二条第二項に規定する保管振替機関、同条第三項に規定する参加者（次条において「参加者」という。）、社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第二条第二項に規定する振替機関（同法第四十八条の規定により振替機関とみなされる日本銀行を含む。）、同法第二条第四項に規定する口座管理機関（次条において「口座管理機関」という。）、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構及び本邦において外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号。次条において「外為法」という。）第二十二条の三に規定する両替業務を行う者（次条において「本邦において両替業務を行う者」という。）とする。

（法第五十四条第一項の規定による届出を行うべき業務の範囲）

第二条　法第五十四条第一項に規定する政令で定める業務は、次の各号に掲げる前条第一項に規定する金融機関及び同条第二項に規定する者（以下「金融機関等」という。）の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる業務とする。

一～七　（略）

（削る）

八～十六　（略）

十七　独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構　独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法（平成十七年法律第百

所法（昭和二十五年法律第二百三十九号）第二条第十八項に規定する商品取引員（次条において「商品取引員」という。）、株券等の保管及び振替に関する法律（昭和五十九年法律第三十号）第二条第二項に規定する保管振替機関、同条第三項に規定する参加者（次条において「参加者」という。）、社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第二条第二項に規定する振替機関（同法第四十八条の規定により振替機関とみなされる日本銀行を含む。）、同法第二条第四項に規定する口座管理機関（次条において「口座管理機関」という。）及び本邦において外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号。次条において「外為法」という。）第二十二条の三に規定する両替業務を行う者（次条において「本邦において両替業務を行う者」という。）とする。

（法第五十四条第一項の規定による届出を行うべき業務の範囲）

第二条　（同上）

一～七　（略）

八　日本郵政公社　郵便貯金の業務、郵便為替の業務、郵便振替の業務、簡易生命保険の業務、国債、地方債若しくは政府が元本の償還及び利息の支払について保証している社債その他の債券の募集の取扱い、証券の保護預り並びに口座管理機関として行う振替業に係る取扱いに関する業務又は本邦通貨と外国通貨の両替並びに本邦通貨を対価とする旅行小切手の受託販売及び買取りに関する業務

九～十七　（略）

（新設）

（関係政令の一部改正及び経過措置）

一号）第十三条第一項各号に掲げる業務又は同法附則第二条第一項各号に掲げる業務 十八　（略）	十八　（略）

（関係政令の一部改正及び経過措置）

○金融商品の販売等に関する法律施行令（平成十二年政令第四百八十四号）の一部改正（第Ａ二十一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
（保険又は共済に係る契約） 第三条　法第二条第一項第四号に規定する政令で定める契約は、次に掲げる法律の規定により締結される保険又は共済に係る契約に該当しない保険又は共済に係る契約とする。 一　健康保険法（大正十一年法律第七十号） 二　森林国営保険法（昭和十二年法律第二十五号） 三　船員保険法（昭和十四年法律第七十三号） 四　労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号） （削る） 五　貿易保険法（昭和二十五年法律第六十七号） 六　中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号） 七　中小漁業融資保証法（昭和二十七年法律第三百四十六号） 八　私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号） 九　厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号。同法第百三十条の二第一項、第百三十六条の三第一項第二号（同法第百六十四条第三項において準用する場合を含む。）及び第百五十九条の二第一項を除く。） 十　住宅融資保険法（昭和三十年法律第六十三号） 十一　消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律（昭和三十一年法律第百七号） 十二　国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号） 十三　国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号） 十四　国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号。第十章を除く。） 十五　中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第百六十号）	（保険又は共済に係る契約） 第三条　（同上） 一　（同上） 二　（同上） 三　（同上） 四　（同上） 五　簡易生命保険法（昭和二十四年法律第六十八号） 六　（同上） 七　（同上） 八　（同上） 九　（同上） 十　（同上） 十一　（同上） 十二　（同上） 十三　（同上） 十四　（同上） 十五　（同上） 十六　（同上）

（関係政令の一部改正及び経過措置）

十六　社会福祉施設職員等退職手当共済法（昭和三十六年法律第百五十五号）	十七　（同上）
十七　農業信用保証保険法（昭和三十六年法律第二百四号）	十八　（同上）
十八　地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）	十九　（同上）
十九　小規模企業共済法（昭和四十年法律第百二号）	二十　（同上）
二十　独立行政法人農業者年金基金法（平成十四年法律第百二十七号）	二十一　（同上）
二十一　預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）	二十二　（同上）
二十二　農水産業協同組合貯金保険法（昭和四十八年法律第五十三号）	二十三　（同上）
二十三　雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）	二十四　（同上）
二十四　中小企業倒産防止共済法（昭和五十二年法律第八十四号）	二十五　（同上）
二十五　独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成十四年法律第百六十二号）	二十六　（同上）
二十六　介護保険法（平成九年法律第百二十三号）	二十七　（同上）
二十七　破綻金融機関等の融資先である中堅事業者に係る信用保険の特例に関する臨時措置法（平成十年法律第百五十一号）	二十八　（同上）

（関係政令の一部改正及び経過措置）

○公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（平成十三年政令第三十四号）の一部改正（第Ａ二十二条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
（特殊法人等の範囲） 第一条　公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項の政令で定める法人は、次のとおりとする。 一　関西国際空港株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、成田国際空港株式会社、西日本高速道路株式会社、日本環境安全事業株式会社、阪神高速道路株式会社、東日本高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社及び日本中央競馬会 二・三　（略）	（特殊法人等の範囲） 第一条　（同上） 一　日本郵政公社、関西国際空港株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、成田国際空港株式会社、西日本高速道路株式会社、日本環境安全事業株式会社、阪神高速道路株式会社、東日本高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社及び日本中央競馬会 二・三　（略）

（関係政令の一部改正及び経過措置）

○確定拠出年金法施行令（平成十三年政令第二百四十八号）の一部改正（第Ａ二十三条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
（個人別管理資産額の計算） 第一条　確定拠出年金法（以下「法」という。）第二条第十三項の個人別管理資産の額として政令で定めるところにより計算した額は、その計算の基準となる日における次に掲げる額の合計額とする。 一　（略） 二　次に掲げる金銭の額の合計額 イ　（略） ロ　その者の個人別管理資産に係る法第二十三条第一項（法第七十三条において準用する場合を含む。）の規定による運用の方法ごとの当該運用の方法に係る契約に基づく次に掲げる金銭の額の合計額 (1)～(3)　（略） (4)　生命保険若しくは生命共済又は損害保険に係る保険金、共済金、返戻金その他のその者に帰属する金銭の額	（個人別管理資産額の計算） 第一条　（同上） 一　（略） 二　（同上） イ　（略） ロ　（同上） (1)～(3)　（略） (4)　生命保険、簡易生命保険若しくは生命共済又は損害保険に係る保険金、共済金、返戻金その他のその者に帰属する金銭の額
（運用の方法） 第十五条　法第二十三条第一項前段の政令で定める運用の方法は、次に掲げる運用の方法であって次項に規定する要件（同項において「運用方法要件」という。）に適合するものとする。 一　預金又は貯金の預入であって次に掲げるもの イ・ロ　（略） （削る）	（運用の方法） 第十五条　（同上） 一　（同上） イ・ロ　（略） ハ　郵便貯金（郵便貯金法（昭和二十二年法律第百四十四号）第七条第一項第五号に規定する住宅積立郵便貯金及び同項第

ハ・ニ　（略）
二・三　（略）
四　次に掲げる生命保険の保険料又は生命共済の共済掛金の払込みであって次に掲げるもの
イ　（略）
（削る）
ロ　次に掲げる者への生命保険の保険料又は生命共済の共済掛金の払込みであってイに掲げるもの以外のもの
(1)　生命保険会社
（削る）
(2)　農業協同組合、農業協同組合連合会、漁業協同組合、水産加工業協同組合及び共済水産業協同組合連合会（次項第五号において「農業協同組合等」という。）
五　（略）
2　運用方法要件は、次のとおりとする。
一～四　（略）
五　生命保険会社又は農業協同組合等への生命保険の保険料又は生命共済の共済掛金の払込みにあっては、次に掲げる要件に適合するものであること。
イ～ハ　（略）
六・七　（略）

（元本確保の運用方法）

六号に規定する教育積立郵便貯金を除く。）の預入
ニ・ホ　（略）
二・三　（略）
四　次に掲げる生命保険若しくは簡易生命保険の保険料又は生命共済の共済掛金の払込みであって次に掲げるもの
イ　（略）
ロ　簡易生命保険（各企業型年金加入者等に係る払込保険料の全額（厚生労働省令で定める部分を除く。）が、当該企業型年金加入者等が六十歳に達した日以後の日における生存を支給事由とする保険金又は年金の支払に充てるため積み立てられるものに限る。）の保険料の払込み
ハ　次に掲げる者への生命保険若しくは簡易生命保険の保険料又は生命共済の共済掛金の払込みであってイ又はロに掲げるもの以外のもの
(1)　（同上）
(2)　日本郵政公社
(3)　（同上）
五　（略）
2　運用方法要件は、次のとおりとする。
一～四　（略）
五　生命保険会社若しくは日本郵政公社又は農業協同組合等への生命保険若しくは簡易生命保険の保険料又は生命共済の共済掛金の払込みにあっては、次に掲げる要件に適合するものであること。
イ～ハ　（略）
六・七　（略）

（元本確保の運用方法）

（関係政令の一部改正及び経過措置）

第十六条　法第二十三条第一項後段の政令で定める運用の方法は、次に掲げる運用の方法であって前条第二項に規定する運用方法要件に適合するものとする。

一　前条第一項第一号イ及びロに掲げる方法

二・三　（略）

四　前条第一項第四号イに掲げる方法

五　（略）

（郵便貯金銀行への預金等に係る運用の指図）

第十七条　企業型記録関連運営管理機関等（法第十七条に規定する企業型記録関連運営管理機関等をいう。以下同じ。）は、法第二十五条第一項の規定により次の各号に掲げる運用の方法について運用の指図を受けたときは、同条第三項の規定により資産管理機関に通知するとともに、第一号に定める事項にあっては郵便貯金銀行（郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）第九十四条に規定する郵便貯金銀行をいう。第一号において同じ。）に、第二号に定める事項にあっては郵便保険会社（同法第百二十六条に規定する郵便保険会社をいう。第二号において同じ。）に通知しなければならない。

一　郵便貯金銀行への預金の預入　次に掲げる事項

イ　（略）

ロ　郵便貯金銀行への預金の種類及びその預入に充てようとする額又は払戻しをしようとする額

ハ　（略）

二　郵便保険会社への生命保険の保険料の払込み　次に掲げる事項

イ　（略）

ロ　郵便保険会社の生命保険の種類、その保険料の払込みに充てようとする額その他当該者の運用の指図に係る郵便保険会社への生命保険の保険料の払込みに係る契約内容を確定する

第十六条　法第二十三条第一項後段の政令で定める運用の方法は、次に掲げる運用の方法であって前条第二項に規定する運用方法要件に適合するものとする。

一　前条第一項第一号イからハまでに掲げる方法

二・三　（略）

四　前条第一項第四号イ及びロに掲げる方法

五　（略）

（郵便貯金及び簡易生命保険に係る運用の指図）

第十七条　企業型記録関連運営管理機関等（法第十七条に規定する企業型記録関連運営管理機関等をいう。以下同じ。）は、法第二十五条第一項の規定により次の各号に掲げる運用の方法について運用の指図を受けたときは、同条第三項の規定により資産管理機関に通知するとともに、当該各号に定める事項を日本郵政公社に通知しなければならない。

一　郵便貯金の預入　次に掲げる事項

イ　（略）

ロ　郵便貯金の種類及びその預入に充てようとする額又は払戻しをしようとする額

ハ　（略）

二　簡易生命保険の保険料の払込み　次に掲げる事項

イ　（略）

ロ　簡易生命保険の種類、その保険料の払込みに充てようとする額その他当該者の運用の指図に係る簡易生命保険の保険料の払込みに係る契約内容を確定するために必要な事項

（関係政令の一部改正及び経過措置）

ために必要な事項 ハ　（略）	ハ　（略） （郵便貯金等を提示する確定拠出年金運営管理機関に対する監督） 第五十二条　厚生労働大臣及び金融庁長官は、法第二十三条第一項（法第七十三条において準用する場合を含む。）の規定により郵便貯金の預入又は簡易生命保険の保険料の払込みを選定し、提示する確定拠出年金運営管理機関に対し、郵便貯金の預入又は簡易生命保険の保険料の払込みに係る業務について法第百四条の規定による処分をするときは、その旨を総務大臣に通知するものとする。 2　総務大臣は、前項の通知があった場合において、郵便貯金事業又は簡易生命保険事業の適正な管理のため必要があると認めるときは、厚生労働大臣及び金融庁長官に対し、意見を述べることができる。
第五十二条　削除	

（関係政令の一部改正及び経過措置）

（確定拠出年金法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第　　条　旧簡易生命保険（整備法第二条の規定による廃止前の簡易生命保険法（昭和二十四年法律第六十八号）第二条に規定する簡易生命保険をいう。次項第二号において同じ。）は、第Ａ二十三条の規定による改正後の確定拠出年金法施行令第一条の規定の適用については、生命保険とみなす。

２　企業型記録関連運営管理機関等（確定拠出年金法（平成十三年法律第八十八号。以下この項において「法」という。）第十七条に規定する企業型記録関連運営管理機関等をいう。）は、法第二十五条第一項の規定により次の各号に掲げる運用の方法について運用の指図を受けたときは、同条第三項の規定により資産管理機関（法第二条第七項第一号ロに規定する資産管理機関をいう。以下この項において同じ。）に通知するとともに、当該各号に定める事項を独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構に通知しなければならない。

一　旧郵便貯金（整備法附則第三条第十号に規定する旧郵便貯金をいう。以下この号において同じ。）の預入　次に掲げる事項

イ　法第二十五条第一項の規定により運用の指図を行った者の氏名及び住所

ロ　旧郵便貯金の種類及びその預入に充てようとする額又は払戻しをしようとする額

ハ　企業型年金（法第二条第二項に規定する企業型年金をいう。次号ハにおいて同じ。）の資産管理機関の名称及び住所

二　旧簡易生命保険の保険料の払込み　次に掲げる事項

イ　法第二十五条第一項の規定により運用の指図を行った者の氏名、住所、性別及び生年月日

ロ　旧簡易生命保険の種類、その保険料の払込みに充てようとする額その他当該者の運用の指図に係る旧簡易生命保険の保険料の払込みに係る契約内容を確定するために必要な事項

ハ　企業型年金の資産管理機関の名称及び住所

（関係政令の一部改正及び経過措置）

○金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律施行令（平成十四年政令第二百六十一号）の一部改正（第Ａ二十四条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
（金融等業務） 第二条　法第三条第一項に規定する政令で定める業務は、次の各号に掲げる金融機関等の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める業務とする。 一～十五　（略） 十六　独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構　独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法（平成十七年法律第百一号）第十三条第一項各号に掲げる業務又は同法附則第二条第一項各号に掲げる業務 十七・十八　（略）	（金融等業務） 第二条　（同上） 一～十五　（略） 十六　日本郵政公社　次に掲げる業務 イ　郵便貯金法（昭和二十二年法律第百四十四号）の規定による郵便貯金の業務 ロ　郵便為替法（昭和二十三年法律第五十九号）の規定による郵便為替の業務 ハ　郵便振替法（昭和二十三年法律第六十号）の規定による郵便振替の業務 ニ　簡易生命保険法（昭和二十四年法律第六十八号）の規定による簡易生命保険の業務 ホ　日本郵政公社による国債等の募集の取扱い等に関する法律（昭和六十二年法律第三十八号）第三条第一号に規定する募集の取扱い、同条第二号に規定する証券の保護預り及び同条第三号に規定する社債等の振替に関する法律第二条第四項の口座管理機関として行う振替業に係る取扱いに関する業務 ヘ　日本郵政公社による外国通貨の両替及び旅行小切手の売買に関する法律（平成三年法律第三十七号）第一条に規定する本邦通貨と外国通貨の両替並びに本邦通貨を対価とする旅行小切手の受託販売及び買取りに関する業務 十七・十八　（略）

（預貯金契約の締結等の取引）

第三条　法第三条第一項に規定する政令で定める取引は、次に掲げる取引（公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金の提供等の処罰に関する法律（平成十四年法律第六十七号）第一条に規定する公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金の提供等又は組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第百三十六号）第二条第四項に規定する犯罪収益等若しくは同条第七項に規定する薬物犯罪収益等の隠匿及び収受に利用されるおそれがない取引として主務省令で定めるものを除く。）とする。ただし、第一号から第二十五号までに掲げる取引にあっては、本人確認済みの顧客等との取引を除く。

一～四　（略）

五　保険業法（平成七年法律第百五号）第二条第一項に規定する保険業を行う者が保険者となる保険契約の締結

六　（略）

七　保険業法第二条第一項に規定する保険業を行う者が保険者となる保険契約若しくは郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第百二号）第二条の規定による廃止前の簡易生命保険法（昭和二十四年法律第六十八号）第三条に規定する簡易生命保険契約（次号において「保険契約」という。）又は共済に係る契約に基づく年金（人の生存を事由として支払が行われるものに限る。以下同じ。）、満期保険金、満期返戻金、解約返戻金又は満期共済金の支払（勤労者財産形成貯蓄契約等、勤労者財産形成給付金契約、勤労者財産形成基金契約、資産管理運用契約等及び資産管理契約に基づくものを除く。）

八～二十七　（略）

（預貯金契約の締結等の取引）

第三条　（同上）

一～四　（略）

五　保険業法（平成七年法律第百五号）第二条第一項に規定する保険業を行う者が保険者となる保険契約又は簡易生命保険法第三条に規定する簡易生命保険契約（以下「保険契約」という。）の締結

六　（略）

七　保険契約若しくは共済に係る契約に基づく年金（人の生存を事由として支払が行われるものに限る。以下同じ。）、満期保険金、満期返戻金、解約返戻金又は満期共済金の支払（勤労者財産形成貯蓄契約等、勤労者財産形成給付金契約、勤労者財産形成基金契約、資産管理運用契約等及び資産管理契約に基づくものを除く。）

八～二十七　（略）

（関係政令の一部改正及び経過措置）

2・3　（略）

2・3　（略）

（関係政令の一部改正及び経過措置）

○保険業法施行令の一部を改正する政令（平成十五年政令第二百四十七号）の一部改正（第Ａ二十五条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
附則 （財務局長等への権限の委任） 第二条　保険業法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）附則第七条第一項の規定により金融庁長官に委任された権限（以下「長官権限」という。）のうち改正法附則第五条第三項及び第六条第三項の規定による届出の受理は、生命保険募集人（保険業法第二条第十九項に規定する生命保険募集人をいう。）、損害保険代理店（同法第二条第二十一項に規定する損害保険代理店をいう。）又は保険仲立人（同法第二条第二十五項に規定する保険仲立人をいう。）の主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長）に委任するものとする。 （削る） 2　前項の規定は、長官権限のうち金融庁長官の指定するものについては、適用しない。 3　（略）	附則 （財務局長等への権限の委任） 第二条　保険業法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）附則第七条第一項の規定により金融庁長官に委任された権限（以下「長官権限」という。）のうち改正法附則第五条第三項及び第六条第三項の規定による届出の受理（日本郵政公社による原動機付自転車等責任保険募集の取扱いに関する法律（平成十二年法律第六十九号）第五条第二項後段の規定により損害保険代理店とみなされる日本郵政公社（次項において「公社」という。）に係るものを除く。）は、生命保険募集人（保険業法第二条第十九項に規定する生命保険募集人をいう。）、損害保険代理店（同法第二条第二十一項に規定する損害保険代理店をいう。）又は保険仲立人（同法第二条第二十五項に規定する保険仲立人をいう。）の主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長）に委任するものとする。 2　長官権限のうち公社に係る改正法附則第六条第三項の規定による届出の受理は、当該届出に係る役員又は使用人の所属する公社の事務所その他の事業所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長）に委任するものとする。 3　前二項の規定は、長官権限のうち金融庁長官の指定するものについては、適用しない。 4　（略）

（関係政令の一部改正及び経過措置）

○国家公務員共済組合法施行令等の一部を改正する政令（平成十六年政令第二百八十六号）の一部改正（第Ａ二十六条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
附則 （基礎年金拠出金の負担に関する経過措置） 第八条の二　平成十六年度における第一条の規定による改正後の国家公務員共済組合法施行令第十二条の三第三項の規定の適用については、同項中「二分の一」とあるのは、「三分の一」とする。 ２　平成十七年度における第一条の規定による改正後の国家公務員共済組合法施行令第十二条の三第三項の規定の適用については、同項中「の二分の一に相当する額」とあるのは、「に、三分の一に千分の十一を加えた率を乗じて得た額」とする。 ３　平成十八年度における第一条の規定による改正後の国家公務員共済組合法施行令第十二条の三第三項の規定の適用については、同項中「の二分の一に相当する額」とあるのは、「に、三分の一に千分の二十五を加えた率を乗じて得た額」とする。 ４　平成十九年度から特定年度（国民年金法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百四号）附則第十三条第七項に規定する特定年度をいう。）の前年度までの各年度における第一条の規定による改正後の国家公務員共済組合法施行令第十二条の三第三項及び附則第三十四条の二の三第二項の規定の適用については、これらの規定中「の二分の一に相当する額」とあるのは、「に、三分の一に千分の三十二を加えた率を乗じて得た額」とする。	附則 （基礎年金拠出金の負担に関する経過措置） 第八条の二　（同上） ２　（同上） ３　（同上） ４　平成十九年度から特定年度（国民年金法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百四号）附則第十三条第七項に規定する特定年度をいう。）の前年度までの各年度における第一条の規定による改正後の国家公務員共済組合法施行令第十二条の三第三項の規定の適用については、同項中「の二分の一に相当する額」とあるのは、「に、三分の一に千分の三十二を加えた率を乗じて得た額」とする。

（関係政令の一部改正及び経過措置）

○公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令（平成十七年政令第百四十六号）の一部改正（第Ａ二十七条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
公益通報者保護法別表第八号の政令で定める法律は、次のとおりとする。 一～五十一　（略） 五十二　削除 五十三～六十六　（略） 六十七　削除 六十八～三百六十七　（略） 三百六十八　削除 三百六十九～四百十四　（略）	公益通報者保護法別表第八号の政令で定める法律は、次のとおりとする。 一～五十一　（略） 五十二　簡易生命保険法（昭和二十四年法律第六十八号） 五十三～六十六　（略） 六十七　郵政窓口事務の委託に関する法律（昭和二十四年法律第二百十三号） 六十八～三百六十七　（略） 三百六十八　日本郵政公社による原動機付自転車等責任保険募集の取扱いに関する法律（平成十二年法律第六十九号） 三百六十九～四百十四　（略）

（関係政令の一部改正及び経過措置）

（公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令の一部改正に伴う経過措置）

第　　条　施行日前の犯罪行為の事実及び処分の理由とされている事実については、第Ａ二十七条の規定による改正後の公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令第五十二号、第六十七号及び第三百六十八号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（関係政令の一部改正及び経過措置）

○高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成十八年政令第三百七十九号）の一部改正（第Ａ二十八条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
（特定建築物） 第四条　法第二条第十六号の政令で定める建築物は、次に掲げるものの（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第三条第一項に規定する建築物及び文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百四十三条第一項又は第二項の伝統的建造物群保存地区内における同法第二条第一項第六号の伝統的建造物群を構成している建築物を除く。）とする。 一～十五　（略） 十六　理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗 十七～二十二　（略） （特別特定建築物） 第五条　法第二条第十七号の政令で定める特定建築物は、次に掲げるものとする。 一～十四　（略） 十五　理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗 十六～十九　（略）	（特定建築物） 第四条　（同上） 一～十五　（略） 十六　郵便局又は理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗 十七～二十二　（略） （特別特定建築物） 第五条　（同上） 一～十四　（略） 十五　郵便局又は理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗 十六～十九　（略）

（関係政令の一部改正及び経過措置）

（罰則に関する経過措置）

第　　条　この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（関係政令の一部改正及び経過措置）

○消費者契約法第十三条第五項第一号及び第六号イの法律を定める政令（平成十九年政令第百七号）の一部改正（第Ａ二十九条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
（消費者契約法第十三条第五項第六号イの政令で定める法律） 第二条　消費者契約法第十三条第五項第六号イの政令で定める法律は、前条各号に掲げるもののほか、無限連鎖講の防止に関する法律（昭和五十三年法律第百一号）とする。	（消費者契約法第十三条第五項第六号イの政令で定める法律） 第二条　消費者契約法第十三条第五項第六号イの政令で定める法律は、前条各号に掲げるもののほか、次のとおりとする。 一　簡易生命保険法（昭和二十四年法律第六十八号） 二　無限連鎖講の防止に関する法律（昭和五十三年法律第百一号） 三　日本郵政公社による原動機付自転車等責任保険募集の取扱いに関する法律（平成十二年法律第六十九号）

（関係政令の一部改正及び経過措置）

（消費者契約法第十三条第五項第一号及び第六号イの法律を定める政令の一部改正に伴う経過措置）

第　　条　整備法第二条の規定による廃止前の簡易生命保険法又は整備法第二条の規定による廃止前の日本郵政公社による原動機付自転車等責任保険募集の取扱いに関する法律（平成十二年法律第六十九号）の規定（整備法附則第百十七条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこれらの規定を含む。）に違反して罰金の刑に処せられた者については、第Ａ二十九条の規定による改正後の消費者契約法（平成十二年法律第六十一号）第十三条第五項第一号及び第六号イの法律を定める政令第二条の規定にかかわらず、なお従前の例による。